

柏原市高齢者いきいき元気計画
(素 案)

〔 第 4 期介護保険事業計画 〕
〔 及び高齢者保健福祉計画 〕

平成 年 月
柏原市

平成 20 年 10 月 17 日

第1章 計画の概要

1	はじめに	1
2	基本理念	2
(1)	計画の理念	2
(2)	計画策定の基本的視点	2
ア	高齢者の人権を尊重	2
イ	高齢者とともにいきいきした社会の実現	2
ウ	住み慣れた地域での暮らしを支援	2
エ	高齢者の自立生活の支援	2
(3)	理念の実現に向けた課題	2
ア	介護保険事業の適正・円滑な運営	2
イ	利用者本位のサービス提供の推進	2
ウ	地域ケア体制の構築	3
エ	高齢者の安心ある暮らしの実現	3
オ	健康寿命の延伸に向けた施策の推進	4
カ	生活困難な高齢者のための施設整備の推進	4
キ	高齢者の尊厳への配慮	4
3	計画策定にあたっての基本的な考え方	5
(1)	計画の位置づけ	5
(2)	計画の期間	6
(3)	計画の策定体制	7
①	高齢者実態調査の実施	7
②	計画の策定機関	7
③	庁内関係部局の連携体制	8
(4)	計画への市民意識の反映	8
(5)	計画の進行管理	9
4	日常生活圏域の設定	10

第2章 本市の概況

1	統計資料からみた高齢者の現状	12
(1)	人口推移（高齢者の推移）	12

(2) 高齢者の受診状況と疾病構造	13
2 介護保険制度に関わる高齢者の状況	14
(1) 介護保険被保険者対象者（第1号被保険者）の状況	14
(2) 要介護認定者数の推移	15
3 アンケート結果から見た高齢者の現状	16
(1) 世帯・住まいの状況	16
(2) 健康・介護予防に対する意識	16
(3) 要介護認定の結果	16
(4) 介護保険料について	16
(5) 日常生活の自立度について	16
(6) 包括的支援事業について	16
4 将来推計人口	17
(1) 計画年度における推計人口	17
(2) 計画年度における要介護認定者数の推計	18

第3章 計画の円滑な実施を図るための施策の展開方法・取組み

1 介護保険事業の適正・円滑な運営	19
2 利用者本位のサービス提供の推進	19
3 地域におけるケア体制の推進	20
4 高齢者の安心あるくらしの実現	21
5 健康寿命の延伸にむけた施策の推進	21
6 生活困難な高齢者の施設整備の推進	22
7 高齢者の尊厳への配慮	22

第4章 介護保険事業と保健福祉事業の現状と今後の方策

1 介護保険事業の現状と施策の推進	24
(1) 居宅サービスの現状と今後	24
(2) 介護予防サービスの現状と今後	32
(3) 施設サービスの現状と今後	41
(4) 地域密着型サービスの現状と今後	44

(5) 給付実績額及び見込み額	49
(6) 地域支援事業の現状と施策の推進	49
2 高齢者福祉事業の現状と施策の推進	59
(1) 在宅福祉サービスの実績と今後の課題	59
(2) 施設入所サービスの実績と今後の課題	63
(3) 生きがい・健康づくり事業の実績と今後の課題	63
3 保健事業の現状と施策の推進	70

第5章 介護保険事業費の見込み及び第4期保険料設定

1 第4期保険料の算出手順	73
(1) 算出手順概要	73
(2) 要支援・要介護認定者推計	現在作成中
(3) 施設・居住系サービス利用者数推計	現在作成中
(4) 居宅サービス量推計	現在作成中
(5) 地域密着型サービス量推計	現在作成中
(6) 標準給付費の算出	現在作成中
(7) 地域支援事業の算出	現在作成中
(8) 保険料収納必要額の算出	現在作成中
(9) 第1号被保険者の保険料基準額の算出	現在作成中
2 第4期保険料の設定について	現在作成中
(1) 保険料設定の考え方について	現在作成中
(2) 税制改正の影響及び激変緩和措置	現在作成中

第 1 章 計画の概要

1 はじめに

介護保険法のスタートから 9 年が経過し、サービスの利用の増加や地域支援事業の推進など、介護保険制度が高齢者を支える制度として定着してまいりました。しかしながら、要介護認定者の増加と高齢者虐待など高齢者を取り巻く社会環境の変化は予想を超えたものとなっています。平成 27 年以降には団塊世代が高齢者になり、高齢者人口はますます増加傾向にあります。

これら高齢者を取り巻く変化に対応し、介護保険制度を安定した制度として維持、発展させるためには、高齢者が介護を受ける状態にならないよう高齢者の生活機能の低下を未然に防止し、生活機能の維持・向上を図ることや、認知症への理解や啓発、高齢者虐待の防止、介護給付の適正化、住み慣れた地域での必要は介護サービスや福祉サービスの提供などの今後のあり方について見直し、新しい体制を構築することが必要です。

この計画は、長期的な視点を持ち、市内各地域の実情に合わせたものとし、「第 4 次総合計画」を上位計画に「老人保健福祉計画」と「介護保険事業計画」をより一体的なものとして捉えながら、いきいきと活力ある高齢社会の実現のため、計画策定に取り組むものです。

2 基本理念

(1) 計画の理念

一人ひとりの人権を尊重し、高齢者が住み慣れた地域で安心し、いきいき暮らせる社会の実現と家庭や地域での自立を支援し、全ての人々が支えあう町づくりをめざします。

(2) 計画策定の基本的視点

ア 高齢者の人権を尊重

一人ひとりの意思が尊重された生活が送れるよう、人権の擁護に取り組みます。

イ 高齢者とともにいきいきした社会の実現

一人ひとりの高齢者の自己実現を目指し、健康づくりや生きがいつくり、介護予防に取り組みます。

ウ 住み慣れた地域での暮らしを支援

地域全体で高齢者や周囲の人々を支えあう体制づくりに取り組みます。

エ 高齢者の自立生活の支援

高齢者の自立を支援し、必要なときに必要とするサービスが利用できるよう利用者本位の施策を推進します。

(3) 理念の実現に向けた課題

ア 介護保険事業の適正・円滑な運営

介護保険事業の適正・円滑な運営は、利用者の適切なサービス利用ばかりでなく、介護給付費や介護保険料の増大の抑制につながる。

介護認定については、適正な認定調査の質の維持と認定審査会においてその記載内容を審査・判定に正しく反映させるよう審査会委員や調査員に対する研修を行うこと。次に、介護給付の適正化を図り、利用者に対して適切な介護サービスを確保すること。さらに、サービス利用の動向など介護保険の運営状況を定期的に評価・分析し、住民へ運営状況の情報開示を積極的に行うこと。また、低所得の介護サービス利用負担の軽減助成制度を周知すること。などが課題です。

イ 利用者本位のサービス提供の推進

介護サービス利用者へは、制度周知と相談支援体制を充実させることが大切です。

高齢者が安心して必要なサービスを利用できるよう高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）はもちろん、民生委員や地域関係機関と連携を強化し高齢者が身近で気軽に相談できる体制を整備し、介護相談員など市民ボランティアの相談機能を高める必要があります。

また、介護サービスの質の向上としては、事業者に対して指導・助言を適宜実施し、府や関係機関と十分に連携しながら事業者の法令遵守等の体制整備や事業者への立入調査など不正発生の防止に努める必要があります。

さらに、介護支援専門員への支援につきましては、介護支援専門員の資質向上はもとより、介護支援専門員が地域ネットワークに参画し、地域活動との連携を図るために、研修会や事例検討会の実施、高齢者いきいき元気センターを中心とした相談や支援困難事例のバックアップ体制の強化に努める必要があります。

ウ 地域ケア体制の構築

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと生活続けることができるように介護、保健、医療、福祉などの関係機関が連携できる体制を構築することが必要です。中でも、その中核機関である高齢者いきいき元気センターの機能が十分発揮できる体制の整備は重要です。

さらに、地域の様々な課題を地域住民一人ひとりが認識し解決できるよう地域住民の自主的活動を推進し、高齢者虐待や認知症高齢者の早期発見とケア、介護家族への支援など、既存の小地域ネットワーク活動、CSW、民生委員など地域住民とともに課題解決のためのネットワークを構築していく必要があります。

平成19年度には、柏原市高齢者虐待防止ネットワーク（高齢者虐待の早期発見・見守りネットワークと保健、医療、福祉サービス介入ネットワーク及び関係専門機関介入支援ネットワーク）会議が設置されたましたが、今後も高齢者虐待をはじめ、虐待の主要原因ともなる認知症高齢者や家族への地域支援活動が充実するようにネットワークの連携強化をはかっていくことが課題となっています。

エ 高齢者の安心ある暮らしの実現

高齢者が住みなれた地域で安全、安心、快適に暮らせる住まいの実現のためには、緊急通報システムの充実や高齢者の身体状況などに適した住宅改修の促進その他の支

援を進める必要があります。

また、災害時における高齢者の安全確保について、支援を要する要援護者の範囲や情報の把握など支援体制の関係部局との連携の下、災害時における高齢者への支援策の充実を推進することが必要です。

オ 健康寿命の延伸に向けた施策の推進

介護予防は、若年者や壮・中年期における健康づくりや生活習慣病の予防が重要で、栄養・食生活の改善、運動・身体活動の習慣化及び禁煙などによる健康づくりは介護予防の基礎です。介護予防を効果的に推進するにはこれらの年齢層と高齢者をも併せた健康増進、介護予防活動を推進する必要があります。

また、既存の老人クラブ活動や地域住民活動と積極的に連携し、あらたな介護予防の拠点づくりや活動を推進し、高齢者自らが培ってきた豊富な経験や技能、知識を社会に活かす地域づくりや高齢者の雇用推進を行い、高齢者の生きがいづくりや、自主的な地域社会での社会貢献活動のための人材の養成やその活動支援を推進していくことが課題です。

カ 生活困難な高齢者のための施設整備の推進

老人福祉施設等は、高齢者が身体的な状態や家庭環境等により居宅で暮らすことが困難となった場合のセーフティーネットとして、重要な役割を担っています。介護老人福祉施設と介護老人保健施設や養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、利用者本位の視野にたって、地域の実情に合わせて確保していくことが望まれます。

キ 高齢者の尊厳への配慮

高齢化の進展に伴いひとり暮らしや高齢者夫婦のみの世帯が増加しています。一方、都市化の進展等による地域のコミュニティー機能の低下が予想されます。高齢者の生活実態の把握や地域見守り体制の強化を高齢者いきいき元気センターを中心に推進し、地域での相談体制や高齢者虐待や孤独死などの早期発見と予防、家族を含めての認知症高齢者の支援に地域住民や関係各機関と積極的に取り組むことが重要となります。

また、認知症高齢者や虚弱高齢者の方々への虐待や権利侵害に対しても成年後見制度や日常生活自立支援事業を周知し、積極的な利用の促進に努める必要があります。

3 計画策定にあたっての基本的な考え方

(1) 計画の位置づけ

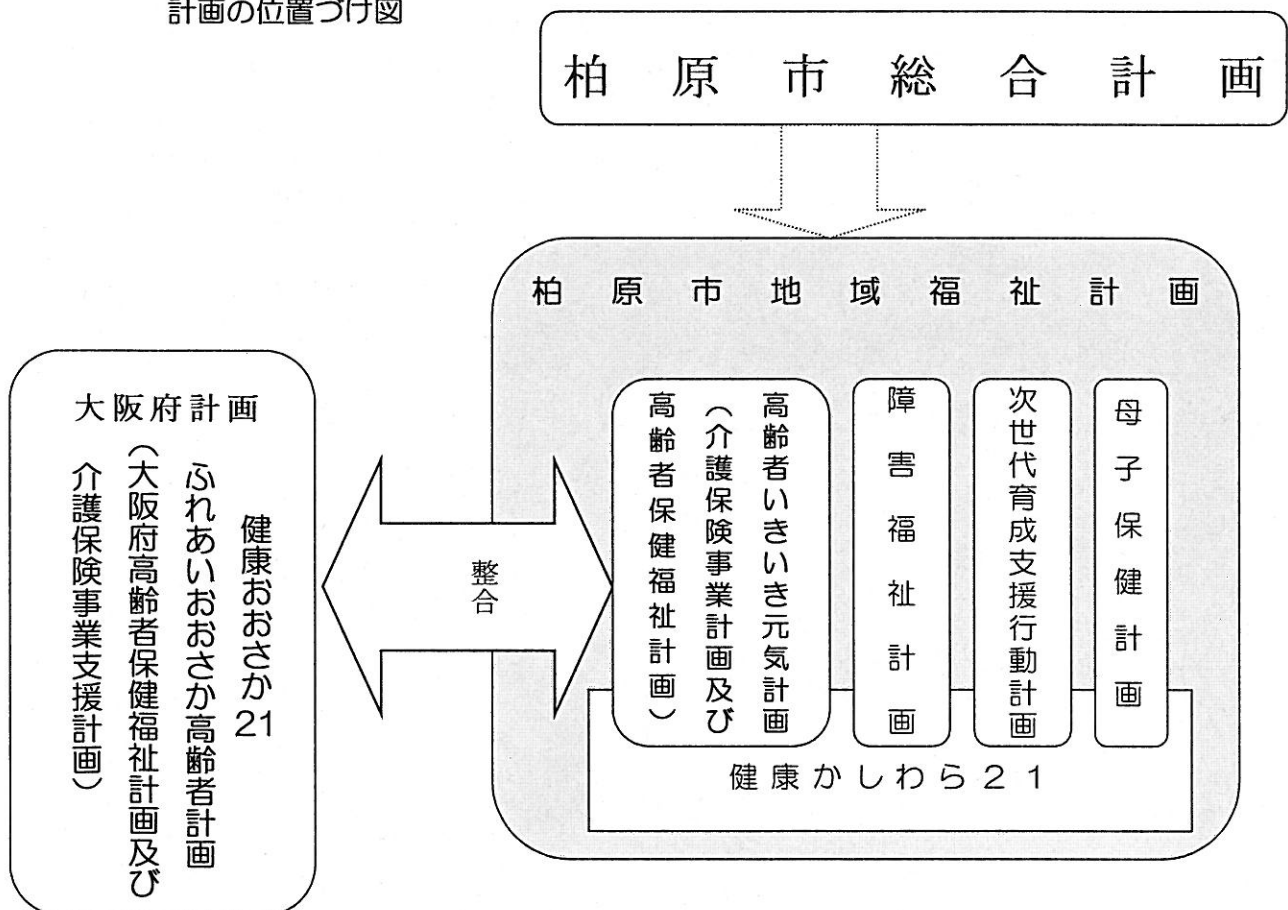
本計画は、本市の 21 世紀を展望したまちづくりの指針となる「柏原市総合計画」の部門別計画として位置づけ、市における高齢者の保健福祉及び介護保険分野の具体的な施策とその目標を示すものであります。

また、広義には地域福祉の推進に関する事項を踏まえた「柏原市地域福祉計画」に包含され、調整が図られています。

さらに、国民の健康寿命の延伸を目指して提唱された「健康日本 21」を地域で実現するため策定された「健康かしわら 21」との整合が図られています。

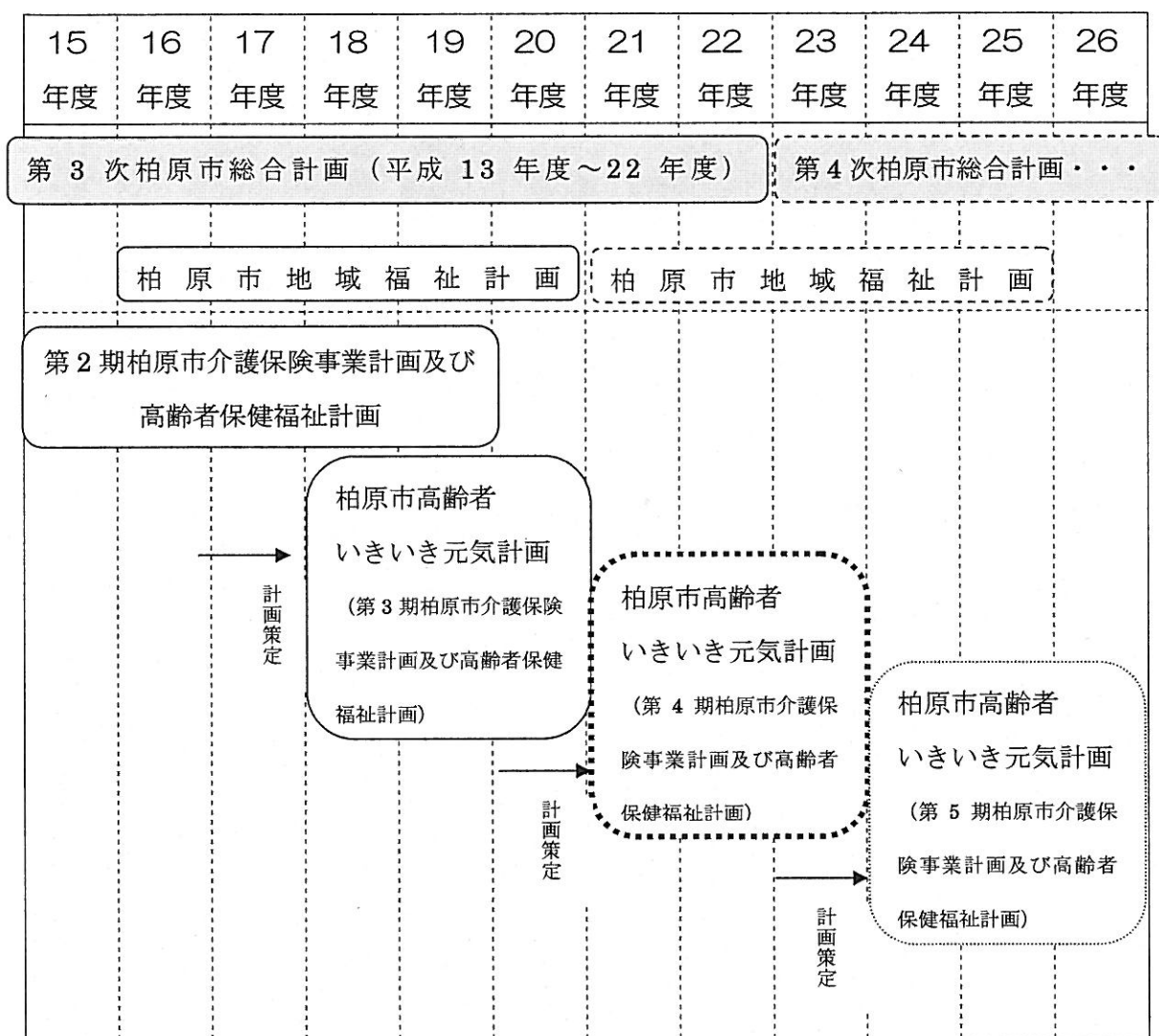
また、大阪府の計画である「ふれあい大阪高齢者計画（大阪府高齢者保健福祉計画及び介護保険事業支援計画）」等との整合を図るとともに、介護保険事業計画と老人保健福祉計画とを一体的なものとして作成するものです。

計画の位置づけ図



(2) 計画の期間

本計画は、「介護保険制度の持続可能性」の視点に立ち、平成26年度末を視野に入れながら、平成21年度（2009年度）を初年度とし、平成23年度（2011年度）を目標年度とする3か年を計画期間とします。



(3) 計画の策定体制

①高齢者実態調査の実施

本計画の策定にあたり、市内在住の 65 歳以上の要介護認定者、特定高齢者（虚弱高齢者）、一般高齢者（要介護認定を受けていない者）に対して、各種サービスの利用意向や、生活実態を把握することを趣旨としたアンケート調査を行いました。その結果は、本計画策定の基礎資料としています。

	要介護認定者調査	特定高齢者調査	一般高齢者調査
調査対象者	65 歳以上の要介護認定者 2,891 人	平成 19 年度老人基本健診 受診者のうち生活機能 チェック等によって介護 予防事業を勧められた方 108 人	65 歳以上の高齢者 14,939 人から要介護認定者 2,891 人及び特定高齢者 108 人を除いた 11,940 人
抽出方法・数	約 3 分の 1 無作為抽出 1,000 人	無作為抽出 100 人	約 10 分の 1 無作為抽出 1,100 人
調査方法	調査票の配布・回収ともに郵送によるアンケート調査		
調査時期	平成 20 年 4 月 11 日（金）～平成 20 年 4 月 30 日（水）		
回収数・率	584 人 58.4%	62 人 62.0%	721 人 65.5%
査有票効数調	571 人	62 人	715 人

※いずれも平成 20 年 4 月 1 日を基準日とした。

※有効調査票数とは、回収した調査票のうち無回答など無効となった調査票を除いた数である。

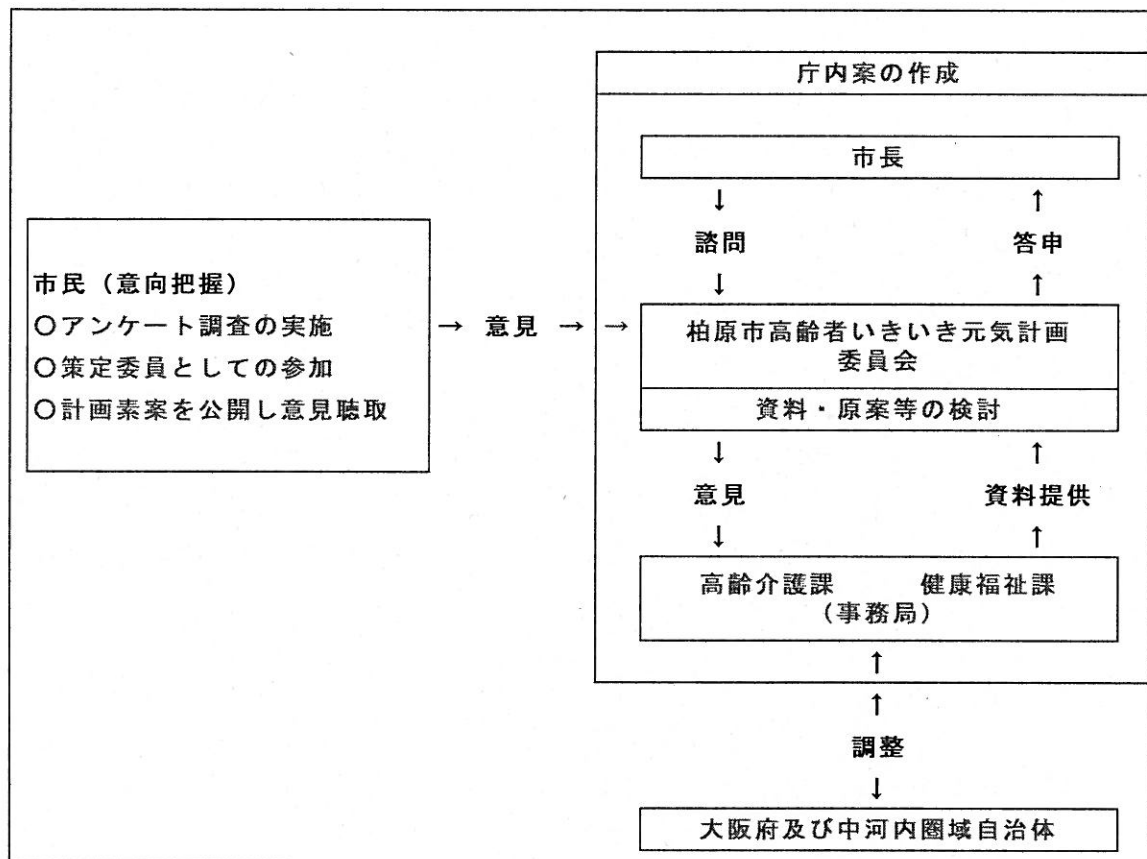
②計画の策定機関

本計画は、学識経験者、保健・福祉・医療機関の代表、被保険者代表、公募による市民代表等の幅広い分野の関係者を委員として構成する「柏原市高齢者いきいき元気計画（第 4 期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画）委員会」において審議し、策定しました。

③庁内関係部局の連携体制

本計画の策定のため、庁内の関係部局間の協調体制を確立し、必要に応じて会議を開き、本計画の策定に関して協議を行いました。

【計画策定体制の概念図】



(4) 計画への市民意識の反映

計画の策定において、市民の意見をよりいっそう反映させるために「柏原市まちづくり基本条例」の主旨にのっとり委員の公募を行い、公募による市民代表委員の参画を得ました。

また、65歳以上の要介護認定者をはじめ特定高齢者や一般高齢者2200人を対象に計画策定のための実態調査を行い、市民の意見やニーズの把握に努め、また結果を公表にし、市民の皆様から広く意見を募り計画策定の参考といたします。

(5) 計画の進行管理

第4期「高齢者いきいき元気計画委員会」を設置し、計画策定の進行状況等について点検、評価、調整等を行ない本計画が着実に推進するよう努めます。

4 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の趣旨

日常生活圏域は、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために定める区域であり、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件や公的介護施設等の整備の状況その他の条件を勘案して、市町村が設定することとされています。

本市の日常生活圏域

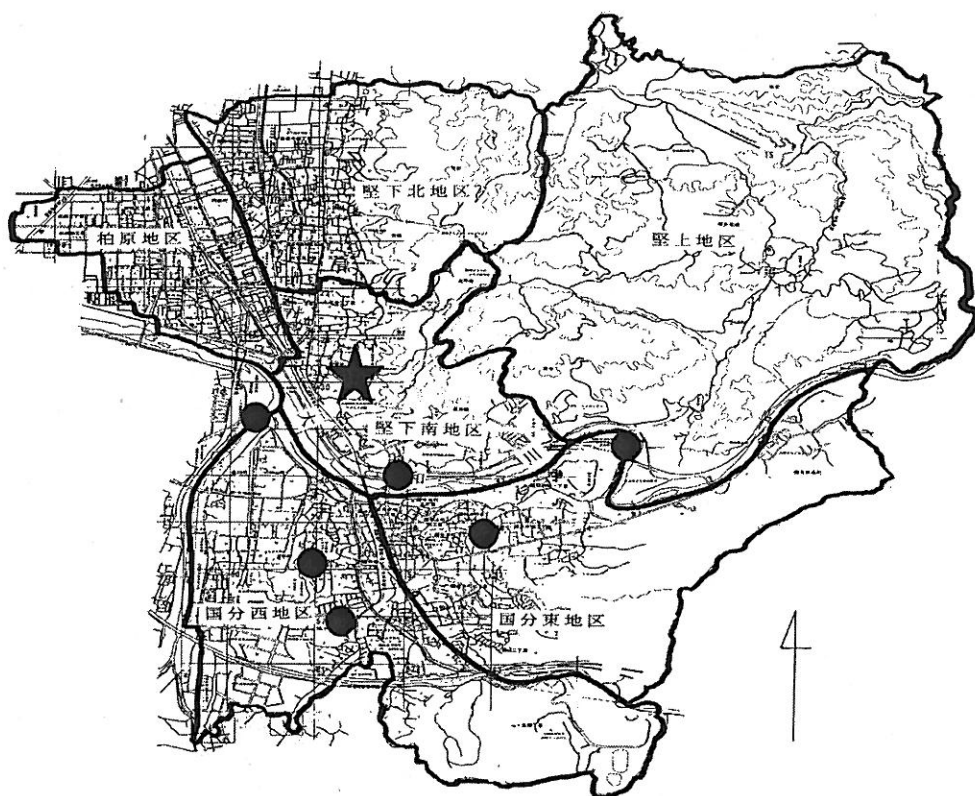
基本的な考え方

本市は、大阪平野の南東部、大阪府と奈良県の府県境に位置し、奈良盆地の諸流を集めた大和川が大阪平野に流れ出る付近にその町並みを形成し、市域の約3分の2を山が占め、中央部を大和川が東西に流れています。市の面積は25.39㎢で、周囲は28km、人口は約76,000人で、65歳以上の高齢者は約15,000人です。約3分の1の市街区に人口が集まっており、市街地は国道及び鉄道（市内9駅）が走り、運輸交通の便は確保されています。平成17年には市内循環バスが整備され、高齢者の交通アクセス等の利便性が高まっています。

また、平成18年度には地域における総合相談の実施、介護予防の推進、包括的・継続的ケアの支援を担う中核機関としての高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）を市内に1ヶ所設置し、この機能を補完するランチ（地域の相談窓口）を市内6カ所に設置しています。

さらに、地域密着型サービスの内、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）については、市内6カ所に設置され、第3期の計画を充足しています。

したがって、本市は、①市域が狭く人口が市街区に集まっていること②交通アクセスの利便性が向上し、高齢者の生活圏域が広がっていること③高齢者いきいき元気センターを市内1ヶ所に設置し、市内全域に対応していること④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が市内6カ所に分散して設置されたことなど社会的条件等を総合的に勘案し、第4期の計画においては、日常生活圏域を1圏域にすることといたします。



★ 高齢者いきいき元気センター
(地域包括支援センター)

● ブランチ
(地域の相談窓口)

第2章 本市の概況

1 統計資料から見た高齢者の現状

(1) 人口推移（高齢者の推移）

柏原市の総人口は、平成7年の80,303人から平成12年には79,227人、平成17年には77,034人と減少傾向が続いています。

一方65歳以上の高齢者人口は年々増加し平成17年には13,050人に達しています。

また0～14歳は年々減少を続けており、少子高齢化の傾向が顕著となっています。

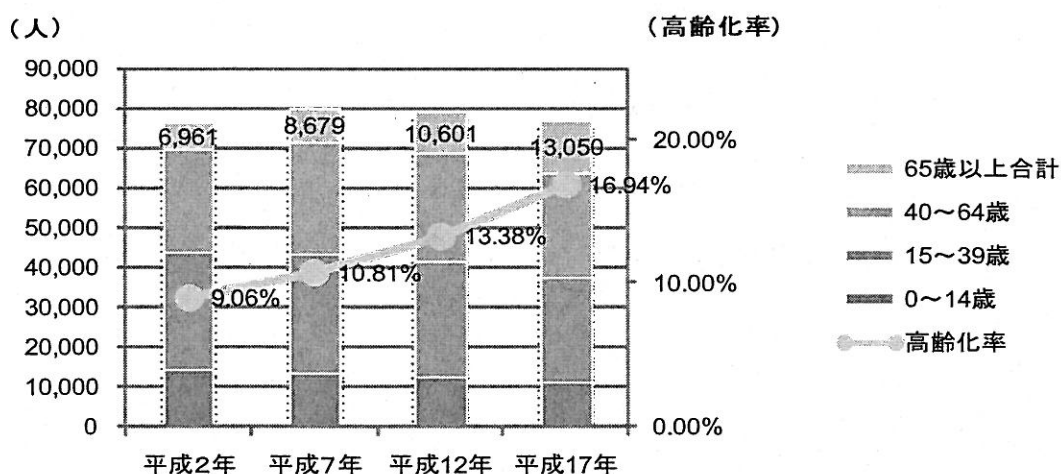
人口推移

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
0～14歳	14,564	13,360	12,513	11,282
15～39歳	29,101	30,132	28,900	26,394
40～64歳	25,948	28,069	27,199	26,306
65歳以上合計	6,961	8,679	10,601	13,050
前期高齢者	4,304	5,293	6,473	7,920
後期高齢者	2,657	3,386	4,128	5,130
総人口	76,819	80,303	79,227	77,034
高齢化率	9.06%	10.81%	13.38%	16.94%

※年齢不詳分を総人口に含める

資料：国勢調査



(2) 高齢者の受診状況と疾病構造

平成 19 年 6 月における高齢者の受診状況で最も受診状況が多い疾病は、「循環器系の疾患」で 4,258 人となっており、全体の約 3 割を占めています。

診療費が最も高いのも同じく「循環器系の疾患」で約 1 億 4544 万円となっています。

65歳以上の疾病構造

	受診件数(件)	構成比	診療費(円)	構成比
感染症及び寄生虫症	408	2.75%	11,542,080	2.40%
新生物	623	4.20%	57,009,150	11.83%
血液及び造血器の疾患並びに免疫機構の障害	42	0.28%	3,064,390	0.64%
内分泌、栄養及び代謝疾患	1,539	10.36%	42,261,330	8.77%
精神及び行動の障害	329	2.22%	18,158,090	3.77%
神経系の疾患	251	1.69%	11,979,170	2.49%
眼及び付属器の疾患	1,841	12.40%	21,091,070	4.38%
耳及び乳様突起の疾患	201	1.35%	3,661,320	0.76%
循環器系の疾患	4,258	28.68%	145,442,770	30.19%
呼吸器系の疾患	869	5.85%	27,767,010	5.76%
消化器系の疾患	1,241	8.36%	34,425,770	7.14%
皮膚及び皮下組織の疾患	380	2.56%	3,010,120	0.62%
筋骨格系及び結合組織の疾患	1,660	11.18%	38,052,450	7.90%
尿路性器系の疾患	487	3.28%	35,135,420	7.29%
先天奇形、変形及び染色体異常	23	0.15%	485,190	0.10%
症状、症候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの	358	2.41%	11,628,710	2.41%
損傷、中毒及びその他の外因の影響	339	2.28%	17,110,910	3.55%
合計	14,849	100.00%	481,824,950	100.00%

大阪府国民健康保険団体連合会 大阪府老人保健疾病統計

平成19年6月現在

2 介護保険制度に関わる高齢者の状況

(1) 介護保険被保険者対象者（第1号被保険者数）の状況

平成20年9月末の第1号被保険者の所得段階別人数構成及び徴収方法別構成割合は、次のとおりとなっています。

◆所得段階別構成割合

所得段階		構成比
第1号被保険者	第1段階（生活保護・老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税者）	2.6%
	第2段階（課税公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の市民税世帯非課税者）	18.5%
	第3段階（第1段階及び第2段階以外の市民税世帯非課税者）	11.4%
	第4段階（市民税世帯課税・本人非課税者）	28.8%
	第5段階（市民税課税者のうち合計所得金額が200万円未満の者）	24.2%
	第6段階（市民税課税者のうち合計所得金額が200万円以上の者）	14.5%

(平成20年9月末)

◆徴収方法別構成割合

		構成比
第1号被保険者	特別徴収対象者（うち併徴者を含む）	87.3%
	普通徴収対象者	12.7%

(平成20年9月末)

(2) 要介護認定者数の推移

平成12年度に介護保険制度の開始から、要介護認定者数は増加し続けており、平成12年度では1,294人であった要介護認定者は、平成19年度では3,051人となっています。

要介護認定者数推移

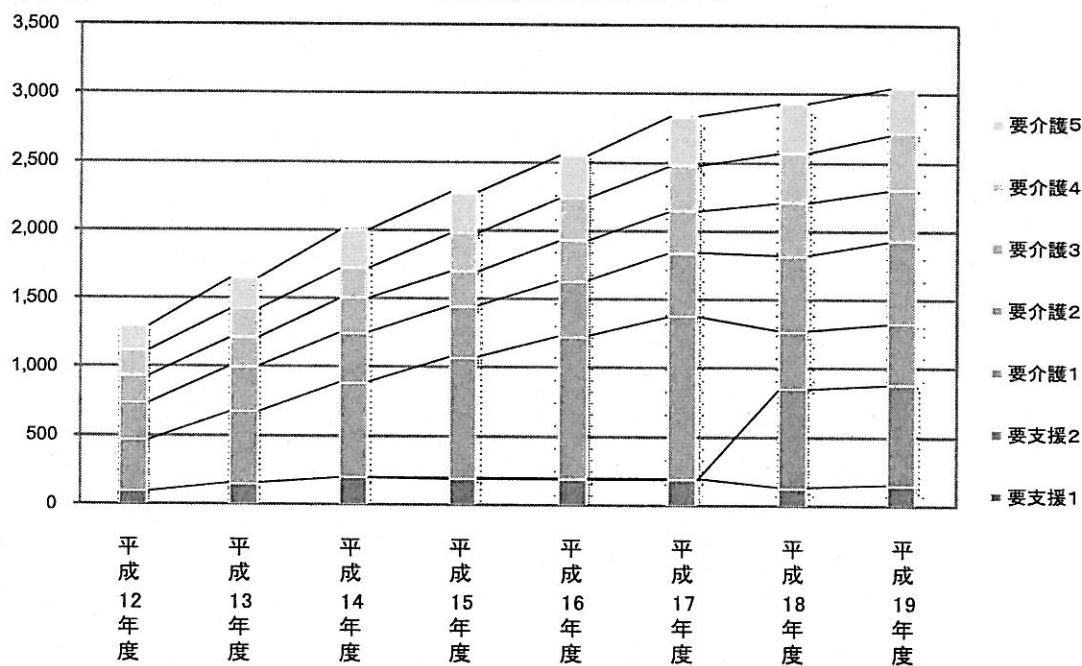
単位:人

	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
要支援1	95	151	194	185	188	187	130	143
要支援2	(要支援)	(要支援)	(要支援)	(要支援)	(要支援)	(要支援)	717	744
要介護1	375	519	693	883	1,035	1,189	421	436
要介護2	264	326	359	373	405	459	549	605
要介護3	201	218	254	259	302	314	390	377
要介護4	188	209	226	281	309	327	369	408
要介護5	171	227	277	295	311	358	354	338
合計	1,294	1,650	2,003	2,276	2,550	2,834	2,930	3,051

(各年度末)

単位:人

要介護認定者推移(グラフ)



3 アンケート結果から見た高齢者の現状

(1) 世帯・住まいの状況

- ① 世帯の状況（要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者）
- ② 住まいの状況（要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者）
- ③ 地域別・年齢別・性別特性（要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者）

(2) 健康・介護予防に対する意識

- ① 健康について不安なこと（一般高齢者・特定高齢者）
- ② 健康や介護予防のため気をつけていること（一般高齢者・特定高齢者）
- ③ 介護予防に効果があるとされるサービスの利用意向
(要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者)
- ④ 「介護予防」という言葉をしっているか。（要介護認定者）
- ⑤ 介護予防サービスの利用の仕方を知っているか（要介護認定者）

(3) 要介護認定の結果

- ① 現在の要介護度（要介護認定者）
- ② 要介護度の変化した最も大きな理由と思われるもの（要介護認定者）

(4) 介護保険料について

- ① 保険料の金額について（要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者）
- ② 保険料とサービス供給量の関係について
(要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者)

(5) 日常生活の自立度について

- ① 外出の頻度（要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者）
- ② 外出の範囲（要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者）

(6) 包括的支援事業について

- ① 高齢者いきいき元気センターを知っていますか。
(要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者)
- ② 高齢者虐待の相談窓口を知っていますか。
- ③ 日常生活自立支援事業や成年後見制度について知っていますか。
(要介護認定者・特定高齢者・一般高齢者)

4 将来推計人口

(1) 計画年度における推計人口

平成14～19年の柏原市の（本市の）5年間の住民基本台帳の異動を基としたコーホート要因法¹による平成21～26年の人口推計を行った結果が以下の表のとおりです。

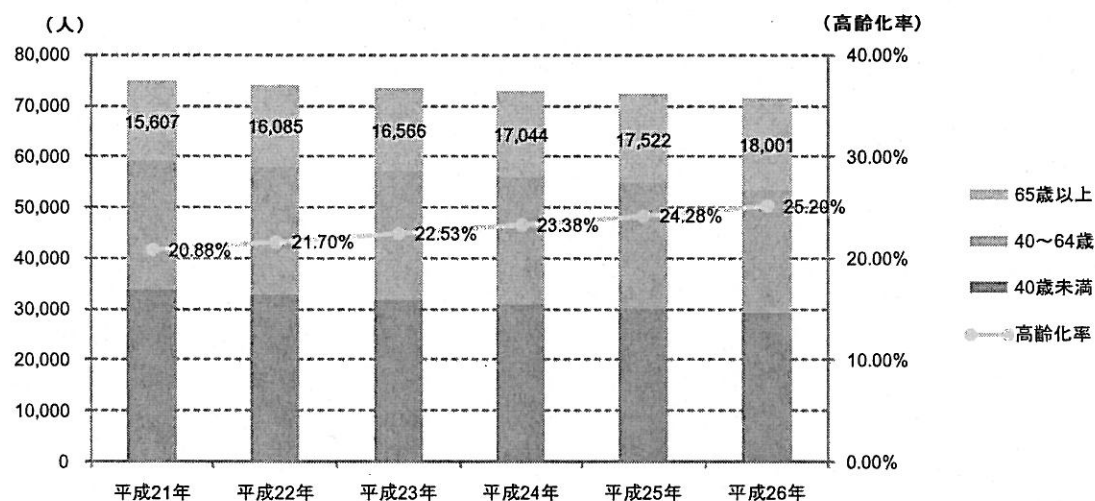
総人口が減少し続ける一方、65歳以上の高齢者人口は平成21年の15,607人に対し、平成23年では16,566人、平成26年では18,001人に達すると見込まれます。

また、総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合を表す高齢化率は、平成21年で20.9%、平成23年で22.5%、平成26年で25.2%と見込まれ、超高齢社会の到来を示しています。

単位：人

		推計値					
		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
	40歳未満	33,695	32,742	31,788	30,833	30,020	29,206
	40～64歳	25,444	25,302	25,161	25,020	24,621	24,224
	65歳以上	15,607	16,085	16,566	17,044	17,522	18,001
	前期高齢者	9,215	9,382	9,550	9,717	9,848	9,980
	後期高齢者	6,392	6,703	7,016	7,327	7,674	8,021
総人口		74,746	74,129	73,515	72,897	72,163	71,431
高齢化率		20.88%	21.70%	22.53%	23.38%	24.28%	25.20%

推計方法：コーホート要因法



¹ コーホート要因法とは、年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因（死亡、出生、および人口移動）ごとに計算して将来の人口を求める方法である。すでに生存する人口については、加齢とともに生ずる死亡と人口移動年齢を差し引いて将来の人口を求める。また、新たに生まれる人口については、再生産年齢人口に生ずる出生数とその生存数、ならびに人口移動数を順次算出して求め、翌年の人口に組み入れる。

(2) 計画年度における要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、高齢化に伴い大幅に増加してきましたが、平成 18 年度から開始された予防給付や介護予防事業の取り組みにより、平成 23 年度には 3,430 人、平成 26 年度には 3,895 人になると見込まれます。また、平成 18 年度に要支援の区分が細分化されるなど認定方法が変更され、要支援の人数が平成 18 年度以降大きく増加し、今後も増加すると想定されます。

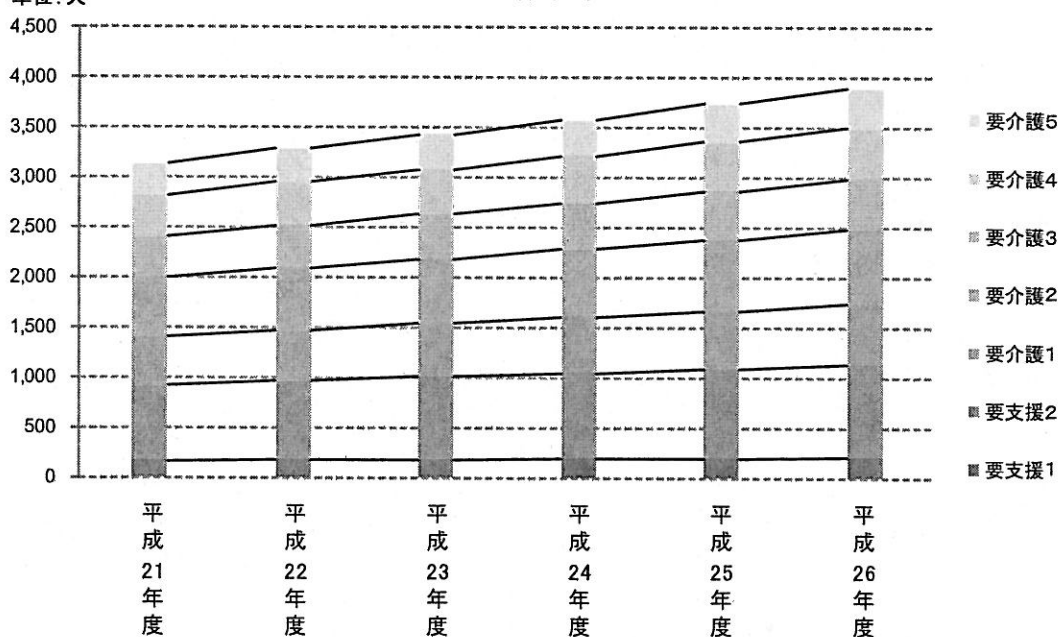
要介護認定者数推移

単位:人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
要支援1	167	175	183	191	198	206
要支援2	750	785	821	857	894	932
要介護1	481	503	526	549	574	598
要介護2	605	633	661	690	720	751
要介護3	406	425	444	464	485	505
要介護4	408	429	448	467	487	509
要介護5	318	333	347	362	378	394
合計	3,135	3,283	3,430	3,580	3,736	3,895

単位:人

要介護認定者推計(グラフ)



第3章 計画の円滑な実施を図るための方策と計画の推進体制

1 介護保険事業の適正・円滑な運営

認定調査については、市の認定調査事務の実施体制の強化を図るとともに、認知症や障がいのある方など高齢者一人ひとりの状態を認定調査に正確に反映させるため、対象者の日頃の状態や障がいによる生活面での困難を的確に説明できる家族や手話通訳者の同席を求めるなどの配慮に努めます。障がい等があることによって通常よりコミュニケーションの時間を要する場合や理解が困難な場合には、認定調査の特記事項にそのことを的確に記載するとともに、介護認定審査会においてその記載内容を審査・判定に正しく反映させるよう介護認定審査会委員及び認定調査員に対する周知・研修を行い、公平・公正で適切な要介護認定に努めます。

また、介護保険事業の円滑かつ適正な運営を確保するため、サービス利用の動向等介護保険の運営状況を定期的に評価分析し、高齢者いきいき元気計画委員会に報告するとともに、広報・ホームページ等で市民に公表します。

次に、介護給付の適正化を図ることは、介護給付費や介護保険料の増大を抑制することを通じて、持続可能な制度の構築に資するものであります。平成20年3月に大阪府が策定した「大阪府介護給付適正化計画」における重要6事業（認定訪問調査の点検、ケアプランの点検、住宅改修の適正化、医療情報との突合、縦覧点検、介護給付費通知）について、市が設定した実施計画（目標）の積極的な推進に努めます。

また、社会福祉法人等利用者負担額軽減制度事業については、社会福祉法人が、低所得者で特に生計が困難である者の介護保険サービスの利用者負担を軽減し、市が社会福祉法人に助成を行うものであります。すべての社会福祉法人に制度の趣旨を周知し、軽減制度を実施するよう働きかけます。

2 利用者本位のサービス提供の推進

急速な高齢化の進展に伴い、介護保険や高齢者保健福祉サービスに対するニーズが増大し、その内容も一層多様化、高度化していくと予想されます。高齢者自らが自立した生活を送れるように介護保険サービスなどの利用については、利用者本位の施策を講じる必要があります。

介護保険制度をはじめ高齢者保健福祉サービスについては、広報誌、パンフレット、ホームページ等による制度周知を、高齢者の多様な状況に配慮し、できるだけ平易な

表現を用いるなどして行います。

また、高齢者いきいき元気センターを核とした地域の身近な相談・支援体制の構築と介護相談員の積極的な派遣による充実を図り、高齢者がサービスを選択できる機会を十分提供するとともに、高齢者のニーズを踏まえたサービス基盤の整備やケアマネジャーへの支援等人材の育成に努めます。さらに、介護サービス事業者への指導・助言については、平成19年度に発生した不正事案を踏まえ、府や関係機関と十分連携しながら再発防止に努めます。とりわけ、地域密着型サービスについては、市がサービス事業者の指定・指導監督権限を有することから、事業所への立入り調査権限も活用しながら、適切な指導・監督に努めます。

3 地域におけるケア体制の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするため、高齢者の生活を支える介護、保健、医療、福祉などの必要なサービスが切れ目なく提供される地域ケアの推進が重要であり、その中核機関である高齢者いきいき元気センターが機能を十分発揮できるよう総合的な体制を整備していきます。

高齢者が要介護状態となった後も、可能な限り住み慣れた地域の中で安心して生活できるよう、地域密着型サービスの推進に努めます。また、事業者の指定等、地域密着型サービスに係る事務の運営に当たっては、「高齢者いきいき元気計画委員会」の意見を反映させ、事務の公平・公正な運営に努めます。

また、高齢者いきいき元気センターが中心となって、介護・保健・医療・福祉などのサービスを提供する関係機関との連携を図る必要があります。さまざまな地域での問題を抱える高齢者に対して、各機関が必要な時に必要なところで必要なサービスを円滑に利用できるような地域全体でのケア体制を推進してまいります。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、これまで取り組んできた施策による成果を踏まえ、今後必要となる施策や取組サービス量等について府や関係機関と連携しつつ、地域の様々な資源を活用しながら、地域の実情に応じた高齢者施策を進めてまいります。さらに、平成19年度に構築した「柏原市高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実を図り、高齢者虐待防止等の権利擁護業務を含め、虐待のおそれのある高齢者や養護者・家族に対する多面的な支援について積極的に取り組みます。

また、独り暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯などが、自宅や地域で安心して暮らし続

けられるようにするため、緊急時の対応や日々の健康などの不安の解消と支援を図るとともに、要介護状態にならないよう元気な高齢者をふやすために、幅広い世代の住民参画を得ながら、市民との協働による健康づくりと介護予防、介護予防サポーターの養成等の推進に努めます。

4 高齢者の安心ある暮らしの実現

特定施設入居者生活介護は、将来、介護が必要になっても、住み慣れた住まいで介護サービスを受けながら暮らし続けることができる介護サービスの一つとして、重要な役割を担っています。今計画においては、高齢者が住み慣れた地域で安全・安心、快適に暮らせる住まいの実現をめざし、また、地域における高齢者介護のあるべき姿を見据えた上で、地域のニーズを反映した適正な必要量を確保していきます。また、高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能を活かし、労働を通じて社会貢献できるよう、高齢者に、臨時的かつ短期的又はその他の軽易な仕事を提供するシルバー人材センターの運営に対する支援に努めます。

5 健康寿命の延伸に向けた施策の推進

今後、超高齢化社会の到来を迎えるにあたって、活動的で生きがいに満ちた「活動的な 85 歳」という高齢者像を描きながら、さらに豊かで活力ある長寿社会を実現させるために、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験と知識を活かして積極的な役割を果たしていけるような社会づくりが求められています。

高年期に活力ある生活を送る（健康寿命の延伸）には、若年期及び壮・中年期における健康づくりや生活習慣病予防が大切であります。「大阪府健康増進計画」の趣旨を踏まえつつ、柏原市の特徴を生かした「健康かしわら 21」の推進に努めます。

また、介護予防を効果的に推進するため、一般高齢者、虚弱高齢者、要支援者、要介護者等その状態に応じたサービスの提供を高齢者いきいき元気センター、医療機関、介護サービス事業者等の関係機関との連携・協力のもとに連続的に実施します。その際、障がい者に対しては、障がいの状態に配慮したサービスの提供に努めます。

文化、学習、スポーツなどの活動を行っている地域の既存組織（老人クラブ、地域の NPO、ボランティア等）はもちろん、新たな地域組織の育成やそれらを含むネットワーク活動の活性化に努めます。さらに、こうした活動が地域社会の活力の維持向上

にむすびつくよう、地域組織や行政をはじめ企業、大学など関係機関との連携をすすめてまいります。

地域社会で中心的な役割を担う意欲ある高齢者を数多く輩出し、元気高齢者が介護を必要とする地域の高齢者を支え、また、子育てや障がい者の支援、まちづくり等の活動に参画できる仕組みづくりを推進します。

6 生活困難な高齢者のための施設整備の推進

老人福祉施設等は、高齢者が身体的な状態や家庭環境等により居宅で暮らすことが困難となった場合のセーフティーネットとして重要な役割を担っている。今計画においては、高齢者が一人ひとりの状況に応じ必要な施設を選択し利用できるよう、府と連携しつつ主体的かつ計画的に整備を進めます。特に常時介護を要する高齢者が自宅で生活することが困難となった場合でも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域密着型施設やサテライト型施設の整備を積極的に推進します。

7 高齢者の尊厳への配慮

人は誰でも人間として生まれた限り基本的人権が生涯にわたって尊重されていくとともに生命の安全が保障され、各々の人格を認め、人間として尊重される日常生活を営むことができなければなりません。そして、障がい者、在日外国人等にかかわる人権上の諸問題を踏まえ、すべての高齢者の人権が尊重されなければなりません。生活習慣や社会環境、人生経験をはじめ障がいの有無や程度、心身の状況等、高齢者一人ひとりの多様な状況に応じ、個性を尊重し、高齢者が主体的に必要な時に必要なところで、必要な情報やサービスを利用できるよう取り組みます。

とりわけ、高齢者虐待防止の取組みの推進については、虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援など、介護サービス事業者、関係団体、関係機関地域住民等に対して、通報（報告）義務のより一層の周知を図るとともに、通報・届出があった事案に対しては、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置や成年後見制度等の活用を含め、迅速かつ的確な対応に努めます。

また、高齢者の孤独死防止の取組みについては、高齢化の進展に伴い、一人暮らしや夫婦のみ世帯の高齢者が増加しており、また、地域のコミュニティー機能が低下し、隣近所との人間関係のつながりが弱くなってきており、その結果、高齢者の孤独死が

年々増加してきていることを踏まえ、地域の見守り体制の拡充や専門職との連携・協力体制作りに取り組むなど積極的な対応に努めます。

さらに、認知症高齢者のための体制整備については、認知症高齢者ができる限り自立した生活を送り、家族の負担軽減を図るためには、症状の早期発見・早期対応とともに、必要なサービスが継続的に提供されることが重要であることから、高齢者いきいき元気センターなどに相談窓口を設置するとともに、介護保険サービス事業者や医療機関等との連携体制の確立に努めます。また、認知症高齢者の尊厳が傷つけられることなく、認知症に対する正しい理解や地域が社会全体に広まるよう、今後とも意識啓発活動に積極的に取り組みます。

第4章 介護保険事業と保健福祉事業の現状と今後の方策

1 介護保険事業の現状と施策の推進

平成18年度から、介護サービスの充実は勿論、地域密着型サービス施設の整備により施設と地域が連携を図り、協力した支えあい活動を推進し、また、柏原市高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）を中心として、市内6ヶ所にランチ（地域の相談窓口）を設置するなど、地域総合相談支えあいの拠点を作ってまいりました。また介護予防を必要とする高齢者の早期発見と介護予防事業を実施してまいりました。

しかし、これら事業は緒についたばかりでその効果もすぐに現れるものではありません。今後もこれら地域ケア体制の構築にむけて、地域に密着したサービスの提供と地域に開かれた施設の充実、高齢者が自ら介護予防に取り組みむという意識の啓発など地域支援をさらに推進してまいります。

介護保険事業計画は、介護保険事業における保険給付の適正・円滑な実施が確保できるように、国の基本指針に沿って策定されます。

第4期計画の基本的な考え方は、第3期計画において、介護予防サービス（新予防給付・地域支援事業）、地域密着型サービスの導入等を新しい基本指針として設定した平成26年度の目標に至る中間段階として位置付けられています。このため、第3期計画の策定に際して、基本指針において示した参酌標準の考え方は、第4期計画の策定においても変更しないこと、また、療養病床の再編成に伴う施設サービスの必要量等については、国の基本指針に沿って見込む必要があります。

※「参酌標準」：各自治体が介護保険事業計画を策定する際に、居宅・施設間でバランスのとれた基盤整備を進めていくために、厚生労働大臣が定めたもの。

（1）居宅サービスの現状と今後

居宅サービスは、要介護認定によって介護が必要とされた要介護1から5の要介護者に対し、原則として、居宅介護支援事業所のケアマネジメントにより、介護の必要の程度に応じた介護サービスが提供されます。

居宅サービスの種類は、次のとおりです。

サービスの種類	内 容
①訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排泄、食事などの日常生活の世話をを行う。
②訪問入浴介護	移動可能な風呂や巡回入浴車で家庭を訪問して、入浴の世話をを行う。
③訪問看護	看護師、保健師等が家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う。
④訪問リハビリテーション	家庭を訪問して、リハビリ指導を行う。
⑤居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養上の指導を行う。
⑥通所介護（デイサービス）	デイサービスセンター等の施設に通って、入浴、食事サービスや機能訓練を受ける
⑦通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設、病院に通って、理学療法やリハビリテーション等を受ける。
⑧短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームに短期間入所して、日常生活の世話を受ける。
⑨短期入所療養介護	老人保健施設、病院等に短期入所し、医学的管理の下で介護、機能訓練を受ける。
⑩特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホーム等に入居しながら、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練等を受ける。
⑪福祉用具の貸与	特殊ベッドや車いす等の福祉用具の貸出しを受けられる。
⑫福祉用具の購入費支給	貸出しになじまない特殊尿器などの福祉用具の購入費の支給を受けられる。
⑬住宅改修費の支給	手すりの取り付けなど、小規模な住宅改修にかかった費用の支給を受けられる。

【居宅サービスの見込み量】

居宅サービスの必要量の見込みについては、今後の高齢者数の推移や計画年度における要介護認定者数の推計を基本に、これまでの給付実績や第4期事業計画策定のための「柏原市高齢者いきいき元気計画のアンケート」結果等を勘案して行っています。

各サービスの実績値と見込み量は次のとおりです。

(20年度は見込み量、給付費単位：円/年)

訪問介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	360,581,788	377,759,798	391,720,461
人 数	7,840	7,200	7,017

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	367,716,624	388,636,728	412,436,436
人 数	6,312	6,636	7,008

【傾向】汎用性が高く潜在的な利用希望の多いサービスであるため、要介護認定者数の増加に対応して、相応の伸びを見込む必要があります。

訪問入浴介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	10,256,615	10,669,114	8,956,230
人 数	249	234	219

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	10,398,576	11,037,984	11,947,704
人 数	228	240	264

【傾向】平成20年度推計値（3月から6月利用分により推計）では、平成19年度実績からはやや減少しているものの、利用ニーズは確実にあると考え、今後は微増で推移していくと見込んでいます。

訪問看護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	79,598,954	86,096,876	83,630,820
人 数	2,165	2,314	2,133

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	78,107,640	83,258,808	86,937,048
人 数	1,908	2,028	2,112

【傾向】平成20年度推計値（3月から6月利用分により推計）では、平成19年度実績からはやや減少しているものの、利用ニーズは確実にあると考え、今後は微増で推移していくと見込んでいます。

訪問リハビリテーション

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	1,297,298	6,205,034	10,639,845
人 数	45	171	306

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	34,846,680	36,933,744	38,899,728
人 数	756	804	840

【傾向】第3期計画内においても利用実績は増加傾向にあり、今後も需要の増加が予

想されますが、柏原市内をサービス提供地域としている事業所は3箇所（市内2箇所）であるため、早い段階での利用の増加は横ばいに移行すると思われます。

居宅療養管理指導

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	21,492,360	29,577,060	32,457,510
人 数	2,634	3,355	3,450

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	35,821,140	37,949,580	40,087,248
人 数	3,588	3,804	4,020

【傾向】居宅介護サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要介護認定者数の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があると考えます。

通所介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	400,030,579	468,593,527	487,171,575
人 数	7,199	7,830	8,058

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	490,657,416	517,192,812	544,923,132
人 数	7,932	8,352	8,796

【傾向】居宅介護サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要介護認定者数の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があると考えます。

通所リハビリテーション

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	87,636,147	102,938,467	107,035,407
人 数	1,473	1,653	1,677

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	111,186,732	116,699,796	124,612,056
人 数	1,704	1,788	1,908

【傾向】居宅介護サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要介護認定者数の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があると考えます。

短期入所生活介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	98,625,267	126,729,667	136,445,772
人 数	1,397	1,759	1,710

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	135,752,856	145,264,296	154,652,328
人 数	1,608	1,716	1,824

【傾向】居宅介護サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要介護認定者数の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があると考えます。

短期入所療養介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	32,128,245	36,615,263	33,821,703
人 数	428	477	456

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	31,832,724	33,056,124	34,800,720
人 数	444	456	480

【傾向】第3期計画内においても利用実績はほぼ横ばいであり、短期とはいえ入所を伴うという当該サービスの性質上大幅な増加は考えにくく、平成20年度推計値（3月から6月利用分により推計）より微増と見込みます。

特定施設入居者生活介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	37,269,970	82,807,782	109,737,840
人 数	198	460	600

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	199,582,968	204,686,016	217,580,892
人 数	960	984	1,044

【傾向】第3期計画内における利用実績からみて増加傾向であるため、需要は今後も増えると予想されます。

福祉用具貸与

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	87,099,084	91,269,063	91,941,885
人 数	6,806	7,271	7,416

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	83,419,344	88,764,804	93,661,752
人 数	6,924	7,344	7,740

【傾向】居宅介護サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつではありますが、制度改正により軽度者の利用が制限される等があったため、実績値はほぼ横ばい傾向であります。ただし、需要は確実にあると思われ、微増程度は見込む必要があります。

特定福祉用具販売

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	7,006,981	7,878,929	9,001,392
人 数	235	265	291

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	9,461,376	10,725,996	11,072,076
人 数	288	324	336

【傾向】居宅介護サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要介護認定者数の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があると考えます。

住宅改修

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	21,203,958	20,560,773	18,387,501
人 数	192	207	216

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費	16,184,772	18,132,288	19,025,292
人 数	216	240	252

【傾向】第3期計画内においては減少傾向であるが、今後要介護認定者数が増加するにしたがって需要も増えると予想されます。

居宅介護支援

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値 (20 年度は見込み)		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	150,749,490	160,703,509	162,219,462
人 数	13,648	13,604	13,725

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費	196,153,020	206,789,796	218,070,240
人 数	16,152	17,004	17,916

【傾向】第3期計画内においては減少傾向であるが、今後要介護認定者数が増加するにしたがって需要も増えると予想されます。

(2) 介護予防サービスの現状と今後

介護予防サービスは、要支援認定によって要介護状態の軽減・悪化防止のための支援や日常生活の支援が必要とされた要支援者（要支援1・2）に、支援の必要の程度

に応じた居宅の介護予防サービスを高齢者いきいき元気センター（地域包括センター）の介護予防ケアマネジメントにより提供されます。

介護予防サービスの種類は、次のとおりです。

サービスの種類	内 容
①介護予防訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが家庭を訪問して、入浴、排泄、食事などの日常生活の世話を行う。
②介護予防訪問入浴介護	移動可能な風呂や巡回入浴車で家庭を訪問して、入浴の世話を行う。
③介護予防訪問看護	看護師、保健師等が家庭を訪問して、療養上の世話や診療の補助を行う。
④介護予防訪問リハビリテーション	家庭を訪問して、リハビリ指導を行う。
⑤介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が家庭を訪問して、療養上の指導を行う。
⑥介護予防通所介護 (デイサービス)	デイサービスセンター等の施設に通って、入浴、食事サービスや機能訓練を受ける
⑦介護予防通所リハビリテーション (デイケア)	老人保健施設、病院に通って、理学療法やリハビリテーション等を受ける。
⑧介護予防短期入所生活介護 (ショートステイ)	特別養護老人ホームに短期間入所して、日常生活の世話を受ける。
⑨介護予防短期入所療養介護	老人保健施設、病院等に短期入所し、医学的管理の下で介護、機能訓練を受ける。
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホーム等に入居しながら、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練を受ける。
⑪介護予防福祉用具の貸与	特殊ベッドや車いす等の福祉用具の貸出しを受けられる。
⑫介護予防福祉用具の購入費支給	貸出しになじまない特殊尿器などの福祉用具の購入費の支給を受けられる。
⑬介護予防住宅改修費の支給	手すりの取り付けなど小規模な住宅改修にかかった費用の支給を受けられる。

【介護予防サービスの見込み量】

介護予防サービスの必要量の見込みについては、居宅サービスと同様に見込むことと併せ、介護予防事業の効果も勘案しながら行っています。

各サービスの実績値と見込み量は次のとおりです。

(20 年度は見込み量、給付費単位：円/年)

介護予防訪問介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	23,255,289	45,758,484	46,048,935
人 数	1,354	2,494	2,502

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費	54,456,084	56,950,392	59,642,808
人 数	2,892	3,024	3,168

【傾向】汎用性が高く軽度者にも潜在的な利用希望の多いサービスであるため、要介護認定者数の増加に対応して、相応の伸びを見込む必要があります。

介護予防訪問入浴介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

【傾向】第3期計画内における利用実績がなく、かつ、第4期計画になっても当該サービスに対する需要の増加要因が現状では見あたらないため0と見込んでいます。

介護予防訪問看護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	2,714,649	5,950,635	4,439,427
人 数	107	171	102

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	5,106,252	5,901,996	5,901,996
人 数	96	108	108

【傾向】平成19年度と比較して、平成20年度推計値（3月から6月利用分から推計）が大きく減少したため、需要は減少傾向にあると判断し、第4期計画では平成20年度推計値並みで見込んでいます。

介護予防訪問リハビリテーション

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	141,143	525,273	1,585,626
人 数	8	21	48

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	4,359,852	4,897,368	4,897,368
人 数	96	108	108

【傾向】第3期計画内においても利用実績は増加傾向にあり今後も需要の増加が予想されますが、柏原市内をサービス提供地域としている事業所は3箇所（市内は2箇所）であるため、早い段階で利用の増加は横ばいに移行すると思われます。

介護予防居宅療養管理指導

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	675,090	899,910	403,380
人 数	137	176	93

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	283,464	330,708	330,708
人 数	72	84	84

【傾向】平成19年度と比較して、平成20年度推計値（3月から6月利用分から推計）が大きく減少したため需要が低下傾向にあると判断し、第4期計画では平成20年度推計値よりやや少なく、見込んでいます。

介護予防通所介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	23,606,299	49,219,441	53,097,912
人 数	642	1,238	1,347

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	66,081,264	69,311,232	72,291,960
人 数	1,656	1,740	1,812

【傾向】介護予防サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要支援認定者の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があります。

介護予防通所リハビリテーション

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	6,286,585	10,605,647	8,833,611
人 数	141	227	192

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	8,304,888	8,875,752	9,446,616
人 数	180	192	204

【傾向】平成19年度と比較して、平成20年度推計値（3月から6月利用分から推計）が減少したため需要が低下あるいは横ばい傾向にあると判断し、第4期計画では平成20年度推計値並みで見込んでいます。

介護予防短期入所生活介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	9,436	686,743	642,909
人 数	1	27	27

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	81,912	81,912	81,912
人 数	12	12	12

【傾向】第3期計画内においても利用実績の変動が大きく今後の動向予測は困難であります。短期とはいえ入所を伴うという当該サービスの性質上大幅な増加は考えにくく、第3期計画期の各年度の平均より少なく見込んでいます。

介護予防短期入所療養介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	507,334	655,734	738,276
人 数	11	13	12

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	856,188	856,188	856,188
人 数	12	12	12

【傾向】第3期計画内においても利用実績は微増程度であり、短期とはいえ入所を伴うという当該サービスの性質上大幅な増加は考えにくく、平成20年度推計値（3月から6月利用分により推計）より微増と見込んでいます。

介護予防特定施設入居者生活介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	877,178	30,621	0
人 数	7	2	0

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

【傾向】第3期計画期においても明らかに減少傾向であり、平成20年度推計値（3月から6月利用分により推計）は0であるため、第4期計画においても0と見込んでいます。

介護予防福祉用具貸与

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	3,566,961	6,440,265	6,606,765
人 数	411	803	885

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	7,441,644	7,766,220	8,203,344
人 数	1,068	1,116	1,176

【傾向】介護予防サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要支援認定者の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があります。

特定介護予防福祉用具販売

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	1,113,859	1,974,102	2,108,961
人 数	40	81	96

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	2,620,860	2,620,860	2,859,120
人 数	132	132	144

【傾向】介護予防サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要支援認定者の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があります。

介護予防住宅改修

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	8,206,116	9,426,219	11,728,788
人 数	68	90	114

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	12,203,664	12,203,664	13,313,088
人 数	132	132	144

【傾向】介護予防サービス導入にあたり最も利用しやすいサービスのひとつであるため、要支援認定者の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があります。

介護予防支援

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	11,591,066	17,576,776	17,735,802
人 数	2,268	4,139	4,203

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	18,464,436	19,321,716	20,227,488
人 数	4,656	4,872	5,100

【傾向】介護予防サービスを利用するにあたり不可欠であり、要支援認定者数の増加に対応して相応の伸びを見込む必要があると考えます。

(3) 施設サービスの現状と今後

要介護者（要介護１～５）が、入所（入院）して介護サービスを受けられる介護保険施設として、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び療養病床の再編成に伴い新設された介護療養型保健施設（平成２０年５月から施行）があります。なお、柏原市内においては、介護療養型医療施設が廃止（平成１９年度末）されたことにより、現在２種類の施設サービスとなっています。

施設サービスの種類と市内の設置数は、次のとおりです。

施設種別	設置数	内 容
①介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	４箇 所	常時介護が必要で自宅での生活が困難な人に、介護、療養上の世話を行う施設。
②介護老人保健施設	２箇 所	病状が安定した人に介護、リハビリを中心に、医療ケアやサービスを提供する施設。
③介護療養型医療施設	なし	介護職員が手厚く配置され、長期の療養に適した療養病床を有する病院・診療所等の施設。
④介護療養型老人保健施設	なし	療養病床から転換した老人保健施設の入所者に対し、適切な医療サービスを提供する施設。

【施設サービスの見込み量】

施設サービスの必要量の見込みについては、国の参酌標準に沿って見込むこと、また、療養病床の再編成についても、国の基本指針に沿って見込みます。

なお、介護老人福祉施設等の広域型大規模施設の設置については、「大阪府地域ケア体制整備構想」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるようにする観点から、まず、地域密着型サービス施設やサテライト型施設等小規模施設の整備を推進した上で、中河内圏域（柏原市、八尾市、東大阪市）の中で大阪府が必要と認めるものに限って設置可能となるため、第４期の計画見込み量は計上しておりません。

※参酌標準：１）要介護２～５の要介護認定者数に対する施設サービスの利用者の割合は、３７％以下とする。

- 2) 介護保険 3 施設は、要介護 2 以上の認定者が利用すると見込み、
うち、要介護 4・5 の認定者の割合が 70 % 以上占めることを目標とする。

各サービスの実績値と見込み量は次のとおりです。

(20 年度は見込み量、給付費単位：円/年)

介護老人福祉施設

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	618,737,125	713,220,183	720,467,187
人 数	2,515	2,899	2,952

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費	722,383,656	722,383,656	722,383,656
人 数	2,964	2,964	2,964

介護老人保健施設

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	350,617,831	422,589,925	428,988,975
人 数	1,456	1,748	1,746

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費(円/年)	446,425,608	486,145,716	528,113,628
人 数	1,800	1,956	2,124

介護療養型医療施設

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	271,712,703	288,985,260	234,056,631
人 数	787	818	648

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	233,567,412	150,446,436	133,487,436
人 数	636	420	372

介護療養型老人保健施設

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	0	0	3,574,800
人 数	0	0	12

（４）地域密着型サービスの現状と今後

地域密着型サービスは、平成１８年４月より制度化され、原則として、市町村の住民が利用できるサービス（図参照）で、高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供され、市町村が指定・指導監督の権限を持っています。

また、新規事業者の公正・公平な選定やサービスの適正な運営を確保するため、柏原市高齢者いきいき元気計画委員会（地域密着型サービス運営委員会）が設置されています。

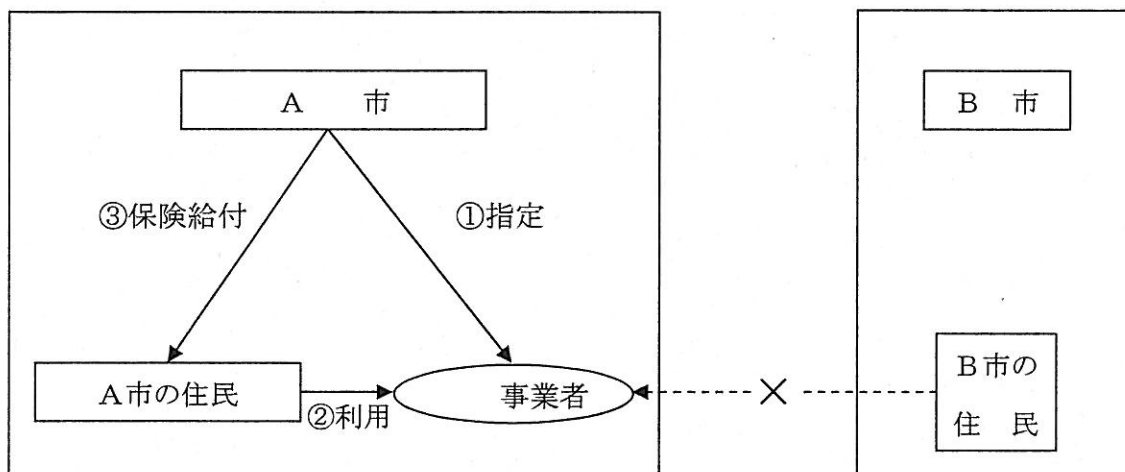
地域密着型サービスの種類は次のとおりです。

サービスの種類	内 容
①小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心に、要介護者の態様に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせたサービスを顔なじみのスタッフがサービスを提供する。
②認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の要介護者に対し、少人数で共同生活を送る施設において、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活の世話と機能訓練を行う。
③認知症対応型通所介護	認知症の要介護者に対し、老人デイセンターなどに通ってもらい、入浴、排泄、食事等の介護など日常生活の世話と機能訓練を行う。
④夜間対応型訪問介護	夜間に定期的な巡回または通報により、居宅を訪問して入浴、排泄、食事等の介護を行う。
⑤地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員２９名以下の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
⑥地域密着型特定施設入居者生活介護	定員２９名以下の有料老人ホームなどの介護専用型特定施設に入所している要介護者に対して、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練を行う。

【参照】

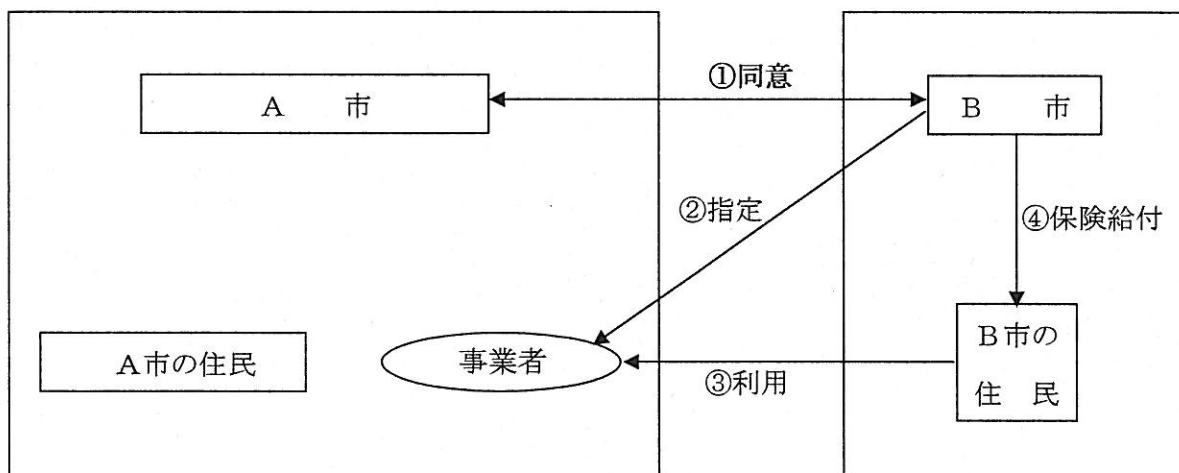
①所在地市町村の住民の利用のみが保険給付の対象

市町村（保険者）が事業者指定を行い、原則として、当該市町村の住民（被保険者）のみが保険給付の対象となる。



②所在地市町村の住民以外が利用する場合

事業所所在地の保険者（A市）の同意があった場合には、他の保険者（B市）も同事業所を指定でき、B市の住民も同事業所を利用できる。



【地域密着型サービスの見込み量】

地域密着型サービスの必要量の見込みについては、施設サービス同様に国の参酌標準や療養病床の再編成も視野に入れ、また、当該サービスは、高齢者が住み慣れた地域でのサービス利用の機会を確保できるよう指定権限のある市が施設整備も含め、サービス量を見込みます。

各サービスの実績値と見込み量は次のとおりです。

(20年度は見込み量、給付費単位：円/年)

小規模多機能型居宅介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	0	17,121,409	25,364,961
人 数	0	94	141

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	21,828,828	22,569,132	23,309,436
人 数	324	336	348

【傾向と整備見込み】第3期計画では、1施設の設置を見込んでいます。4期計画では、新たに1施設の設置を見込んでいます。

認知症対応型共同生活介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	222,253,688	282,533,469	280,445,763
人 数	935	1,146	1,149

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	355,662,168	373,181,628	373,181,628

人 数	1,440	1,512	1,512
-----	-------	-------	-------

【傾向と整備見込み】第3期計画では、6施設が設置されています。第4期計画では、新たに1施設の設置を見込んでいます。

認知症対応型通所介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	8,134,272	7,197,630	7,027,338
人 数	73	76	81

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	7,610,688	7,610,688	7,610,688
人 数	108	108	108

【傾向と整備見込み】第3期計画内においてはほぼ横ばいであるが、第4期計画においても大きな変動はなく、この傾向は続くと考えています。

夜間対応型訪問介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

【傾向と整備見込み】第3期計画中に当該サービスの施設設置の公募を実施しましたが、設置に至っておりません。今後の認知症高齢者の増高等から、第4期計画においても公募を行い、1施設の整備を計画しています。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費	74,010,648	85,275,564	85,678,176
人 数	300	348	348

【傾向と整備見込み】他の施設サービス・居宅サービス等の供給量が需要に追いつかない中、潜在的な利用希望は確実に見込まれます。第3期計画において、事業者の公募を実施したが、施設設置には至っておりません。そのため、第4期計画においても、1施設（定員29名）の整備を計画します。

地域密着型特定施設入居者生活介護

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成 1 8 年度	平成 1 9 年度	平成 2 0 年度
給付費	0	0	0
人 数	0	0	0

区 分	第 4 期 計 画 見 込 量		
	平成 2 1 年度	平成 2 2 年度	平成 2 3 年度
給付費	60,634,920	70,686,168	70,686,168
人 数	300	348	348

【傾向と整備見込み】他の施設サービス・居宅サービス等の供給量が需要の追いつかない中、潜在的な利用希望は確実に見込まれます。第3期計画において、事業者の公募を実施しましたが、施設創設には至っておりません。そのため、第4期計画においても、1施設（定員29名）の整備を計画します。

【地域密着型介護予防サービスの見込み量】

第3期計画内において利用実績がなく、また、第4期計画においても小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護に対する需要要因が現状では見当たらないため、見込み量なしで見込んでいます。

(20年度は見込み量、給付費単位：円/年)

(5) 給付実績額及び見込み額

区 分	第 3 期 計 画 実 績 値		
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
居宅サービス	1,394,976,736	1,608,404,862	1,683,167,403
介護予防サービス	82,551,005	149,749,850	153,970,392
施設サービス	1,241,067,659	1,424,795,368	1,383,512,793
地域密着型サービス	230,387,960	306,852,508	312,838,062
地域密着型介護予防サービス	0	0	0
合 計	2,948,983,360	3,489,802,588	3,533,488,650
区 分	第 4 期 計 画 見 込 額		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
居宅サービス	1,801,121,868	1,899,128,772	2,008,706,652
介護予防サービス	180,260,508	189,118,008	198,052,596
施設サービス	1,402,376,676	1,358,975,808	1,387,559,520
地域密着型サービス	519,747,252	559,323,180	560,466,096
地域密着型介護予防サービス	0	0	0
合 計	3,903,506,304	4,006,545,768	4,154,784,864

※地域支援事業費、高額介護サービス費、審査支払手数料等を除く

(6) 地域支援事業の現状と施策の推進

地域支援事業は、高齢者が要介護状態等になることを予防し、たとえ要介護状態になった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業として平成18年度法改正によってスタートした事業です。

地域支援事業は介護予防事業と包括的支援事業を2つの柱とし、市町村の特性に応じ独自のサービスを展開するものとされております。

介護予防事業は、生活機能評価等によって把握された要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者）を対象に、要介護状態の早期発見と予防に取り組み、また、元気な高齢者がいつまでも介護を受けない元気な状態が続くように介護予防の周知・啓発を図るものです。

包括的支援事業は、柏原市高齢者いきいき元気センターを核とし、高齢者の自立支援や介護予防、総合相談、権利擁護等、地域支えあいネットワークづくり等、地域で安心して高齢者がいつまでも暮らせるための仕組みを地域の皆様とともに構築していく事業であります。市内の各地域特性に応じ、長期的視野に立って、この事業を包括的に取り組んでまいります。

各事業の実績と目標量、評価と課題は以下のとおりです。

ア 介護予防事業

特定高齢者把握事業

特定高齢者とは、介護予防に取り組まなければ近い将来に要介護状態になると予想される人をさし、国の試算基準では高齢者人口の約5%の方（平成18年度650人）が特定高齢者であるだろうと示されています。特定高齢者の判定は、生活機能評価等によって決定されます。（20年度は見込み量）

実績と目標量

区分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
特定高齢者把握数	353	169	86	90	94	98

評価と課題

各種健康診査と生活機能評価を同時に実施しておりますが、医療制度の改正に伴い受診数の減少が認められます。今後は、介護予防についての啓発とあわせ健診等の受診を勧奨してまいります。また、民生委員など地域を支える人々との連携によって、早期に虚弱な高齢者を発見し、生活機能評価受診勧奨や啓発に努めます。

通所型介護予防事業

特定高齢者が自力あるいは送迎による通所によって、健康福祉センター等で実施する介護予防教室に参加し、介護予防の実際やその方法を学ぶものです。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
足腰を丈夫にする 運動教室	458	411	450	450	450	450

評価と課題

平成18年より実施を開始し、特定高齢者の把握数も少なく、また介護予防についての理解が少ないため参加数の伸びがありません。今後は、介護予防の周知・啓発と事業への参加の呼びかけに積極的に取り組みます。

訪問型介護予防事業

鬱や閉じこもり、認知症、筋力低下、口腔機能低下、低栄養の予防を必要とする特定高齢者を保健師等が訪問し、相談や助言を行って介護予防を進めるものです。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
訪 問 件 数	168	9	10	11	12	13

評価と課題

平成18年より実施を開始しましたが、特定高齢者の把握数が少ないため訪問数も少ない現状です。平成19年度は、訪問対象者の見直しを行い、通所型サービス利用をすすめ、著しい利用の減少がみられました。今後は、介護予防の周知・啓発と訪問事業への参加の呼びかけに積極的に取り組むとともに、訪問体制の充実を図ってまいります。

一般高齢者介護予防事業

①介護予防教室

元気な高齢者を対象に、健康福祉センター等を拠点として各種の介護予防教室や講演会、介護予防相談会などを開催し、高齢者自らが介護予防に積極的に取り組めるよう具体的な実践方法などの啓発を行っています。

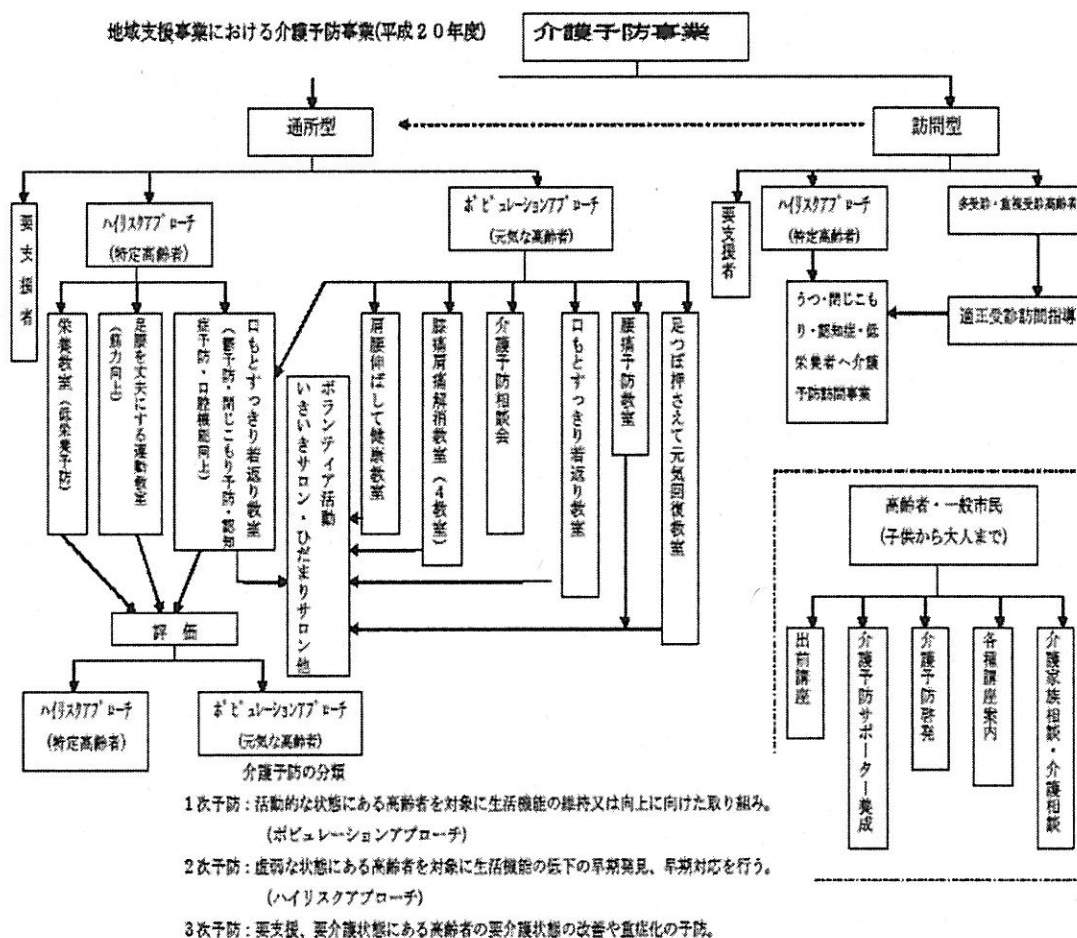
実績と目標量

介護予防教室		実 績			目 標 量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
膝痛肩痛解消教室	回 数	93	112	120	120	120	120
	参加数	2,327	2,316	2,400	2,400	2,400	2,400
元 気 講 座	回 数	24	—	—	—	—	—
	参加数	129	—	—	—	—	—
足 底 健 康 教 室 (足つば押さえて健康教室)	回 数	16	16	14	—	—	—
	参加数	139	237	280	—	—	—
肩腰伸ばして健康教室	回 数	—	10	—	—	—	—
	参加数	—	276	—	—	—	—
食べる力をつける教室	回 数	—	34	—	—	—	—
	参加数	—	313	—	—	—	—
出 前 講 座	回 数	19	13	22	24	26	28
	参加数	1,661	444	660	720	780	840
お口すっきり若返り教室	回 数	—	—	22	28	28	28
	参加数	—	—	550	700	700	700

評価と課題

「膝痛肩痛解消教室」など参加希望者が多いため、実施回数や開催場所を増やし集団指導を中心に実施しています。内容も、「学び」や「運動」を各教室に盛り込み、自主的に自宅学習ができるよう、一人一人が課題を持ち、体力測定などの自己評価を行うなど工夫しております。しかし、参加者のほとんどが女性で男性参加者が少なく、男性が参加しやすい教室や新規参加を促すことが課題となっています。

今後も介護予防の周知・啓発に努め、男性を対象とする教室や各地域での開催など、誰もが気軽に取り組める教室を開催してまいります。



②介護予防サポーター養成講座

介護予防を地域で広める市民ボランティアを養成しています。

実績と目標量

介護予防サポーター養成講座		実績			目標量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防サポーター 養成講座	回数	1	1	1	1	1	1
	参加数	89	48	75	75	75	75

評価と課題

平成18年度より養成を開始しております。市と市民の協働事業として、今後も新たな介護予防の担い手を積極的に育成していきます。

③地域介護予防活動支援

介護予防サポーター等の市民ボランティアと協働で地域での介護予防教室の開催やその活動の支援を行っています。

実績と目標値

地域介護予防活動支援		実 績			目標量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防サポーター 活動支援	回 数	5	11	12	16	24	30
	参加数	146	48	60	128	240	360
健康づくり推進員 活動支援	回 数	—	1	10	10	10	10
	参加数	—	6	60	60	60	60
地 域 大 極 拳 活動支援	回 数	76	79	80	80	80	80
	参加数	4,104	3,459	3,500	3,500	3,500	3,500

評価と課題

新たな介護予防の担い手である市民ボランティアの活動は欠かせないものとなっています。市の支援としては、介護予防サポーターに対して、養成講座終了後も定期学習会を2回/月実施し、サポーター自身の介護予防知識の向上と地域活動について助言や指導を行っております。介護予防サポーターは「いきいきサロン」や「出前サロン」、「いきいきサロン若返り教室」「成年後見制度啓発セミナー」「後期高齢者医療制度啓発セミナー」などの教室を、健康づくり推進員は「ひだまりサロン」や「一口栄養講話」等を実施され、市と『ボランティアとの協働』という新たなスタイルの介護予防活動を推進しています。

今後の課題は、いつまでも地域で継続されるボランティア活動にするために、新たな担い手の養成とともに、ボランティアの自主性と主体性を尊重した支援システムを構築していく必要があります。

④介護予防活動相談会

介護予防について、個別の相談を看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士、運動指導者等が相談に応じています（介護予防教室に併設）。

実績と目標値

区 分		実 績			目 標 量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防相談会	回 数	—	10	4	4	4	4
	参加数	—	10	4	4	4	4

評価と課題

介護予防についての周知・啓発が不足しているため、その必要性の認識が少なくなっています。今後は、気軽に相談できる場を増やしていく必要があります。

イ 包括的支援事業・任意事業

高齢者いきいき元気センターが核となって地域に暮らす高齢者が介護、保健、医療、福祉など様々な面から総合的に支えるための事業や支え合いのネットワークを作ります。

①介護予防ケアマネジメント事業

要介護認定要支援者に対し、介護予防プランを作成し介護予防サービスの利用によって要介護状態の改善や悪化を防ぎます。

実績と目標値

区 分		実 績			目 標 量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護予防プラン作成・調整(人)		4,252	6,375	6,630	6,895	7,170	7,456

評価と課題

プラン作成・調整数は増加しているが、要支援者の約7割が介護予防サービスを利用していません。要支援者では住宅改修などの介護サービス給付の利用が多いが、予防サービスについての利用が少なくなっています。介護予防に対しての啓発を推進し、介護予防教室等への参加を促し、要介護状態の悪化を防ぐ必要があります。

②総合相談事業

電話や訪問などで高齢者のあらゆる相談に応じています。

実績と目標値

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
相 談 件 数	652	636	661	687	714	742

評価と課題

主な相談内容は、介護支援相談員に関することや介護保険制度に関すること、処遇困難なケースに関することなどです。とりわけ、高齢者虐待に関する相談は深刻な問題を含んでおり、高齢者いきいき元気センターでは必要に応じケース会議を開催し、関係機関が連携協力し対応しています。また、このような問題は埋もれていると考えられるため、地域の見守りや問題の早期発見ネットワークを構築していく必要があります。

③権利擁護事業

成年後見制度の紹介や虐待を早期に発見し、消費者被害などに対応しています。また、必要に応じて成年後見制度の市長申立てを行うなど高齢者の権利や財産を守り、支援を行っています。

実績と目標値

区 分		実 績			目標量		
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
高齢者虐待相談支援		33	37	38	40	40	40
成年後見市長申立て件数		2	9	2	2	2	2
成年後見制度利用支援		0	0	1	2	2	2
周知・啓発 研修会開催数	回 数	1	2	2	3	3	3
	参加数	56	155	200	200	200	200

④居宅介護支援専門員支援事業

様々な問題を持つ処遇困難なケース等に関わる介護支援専門員に対して、これらの高齢者がより良い生活ができるよう高齢者ケアや対応等の相談や助言を行います。

実績と目標値

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
研修会等開催（回数）	3回	3回	4回	4回	4回	4回
居宅介護支援専門員 相談対応件数	192	134	150	150	150	150

評価と課題

相談件数は平成19年減少しています。今後も居宅介護支援専門員や事業所等へ高齢者虐待や権利擁護等の研修会や説明会など積極的に開催し、周知・啓発に努めてまいります。

⑤家族介護支援事業

非課税世帯の要介護でおむつを要する高齢者に対してオムツの現物給付、徘徊高齢者に対してGPS機能付き情報端末の導入費用の一部助成、重度の要介護者で介護サービスを利用していない家族への慰労金給付、家族介護教室など、高齢者を養護する家族等に対して介護支援します。

平成18年からは、介護相談員を養成し、施設等の要望に応じて、高齢者や家族の相談者として介護相談員を派遣しています。

実績と目標値

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
介護用品支給事業（人数）	1517	810	842	875	910	946
徘徊高齢者家族支援事業（人数）	0	0	0	0	0	0
家族介護慰労金支給事業（人数）	0	0	0	0	0	0
家族介護教室（開催回数）	6	6	6	7	8	9
介護相談員派遣事業(述べ人数)	0	0	10	20	24	36

評価と課題

介護用品支給については、平成 19 年度に非課税世帯を対象と変更し、支給が減少しています。相談員の養成も始まったばかりで、相談件数もわずかです。

今後は、高齢者を養護する家族の負担の軽減や支援のために、介護予防教室や相談の機会を増やしてまいります。

⑥福祉用具・住宅改修支援事業

要介護認定を受けた者が住み慣れた家で生活機能に応じた居住環境を保つための住宅改修に際して、プラン作成者へ住宅改修の計画書の作成費を補助するものです。

実績と目標値

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
理由書作成数	60	53	55	55	55	55

評価と課題

理由書作成数は横ばい傾向にあります。居住環境の改善とあわせ要介護状態の悪化を防止することが必要です。今後は、介護予防についての周知・啓発もあわせて行ってまいります。

⑦地域自立生活支援事業

民生委員や福祉委員等のボランティアが独居高齢者や高齢者世帯に対して、栄養に配慮した配食を行い、あわせて見守りを行うものです。

実績と目標値

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
地域自立生活支援事業	7,654	8,416	9,258	10,184	11,202	12,322

評価と課題

配食数は横ばいですが、高齢者の安全の確認など見守り機能として欠かせないものとなっています。今後も引き続き地域ボランティアとともに高齢者の見守りと生活自立支援を進めてまいります。

2 高齢者福祉の現状と施策の推進

高齢者福祉事業は、主に在宅福祉推進事業と施設入所事業、高齢者の生きがいと健康づくり事業の3本を柱とし実施しております。平成12年に介護保険制度がスタートし、それまで措置で行ってきた各種サービスについて、個人の契約に基づく介護保険サービスとして実施することになりました。しかしながら、これら介護保険サービスでは補えないサービスがあり、それらを補完する各種の福祉サービスを継続して実施しております。

また、平成18年度の介護保険法の改正に伴い、柏原市高齢者いきいき元気センター（地域包括支援センター）を核とした地域支援事業がスタートし、介護予防給付、介護予防事業、高齢者の総合相談事業や権利擁護事業、地域ネットワークの強化などの各種事業を実施してまいりましたが、高齢者福祉事業はこの地域支援事業と調整を図りながら今後も事業展開を行ってまいります。

（1）在宅福祉サービスの実績と今後の課題

在宅福祉サービスの主なサービスの緊急通報システム事業は、ひとり暮らしの高齢者や虚弱な高齢者世帯、昼間の独居の高齢者等に対して、民生委員をはじめとする近隣皆様の協力を得て緊急時通報に対応するものです。システムの設置件数や相談件数は年々増加しており、病院搬送など緊急時の対応件数も増加しております。

今後も高齢者の安全・安心を確保するために、緊急通報システムをはじめ地域での見守りネットワークの強化が重要となってきます。地域支援事業などとの連携を深め、介護保険サービスの補完的な機能も兼ね備えたこれらサービスの効率的、効果的な事業の推進を図ってまいります。

各事業の実績と目標量、評価と課題は以下のとおりです。（20年度は見込み）

緊急通報システム事業

ひとり暮らし高齢者等を対象に、緊急通報装置を設置し、緊急事態が発生した場合に救急活動の迅速かつ適切な対応を図っています。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
新規設置台数	66	93	100	110	120	130
総設置台数	504	532	561	662	722	782

評価と課題

高齢者の在宅生活の安全・安心を確保する上で重要な事業である。年々増加傾向にあり、引き続き実施します。

寝具乾燥事業

寝たきりやひとり暮らしの高齢者宅に委託業者が訪問し、寝具の洗濯・乾燥を行っています。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数	4	6	8	10	12	14
利用回数	30	57	60	70	80	90

評価と課題

利用者は多くないが、介護保険サービスのすき間を埋める事業で、在宅福祉を推進する施策として引き続き実施します。

福祉理容助成事業

自力で理髪店に行くことができない寝たきり高齢者に対して、理容師が自宅を訪問し、調髪を行います。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用者数	37	40	43	48	51	54
利用回数	113	106	53	120	120	120

評価と課題

利用者は増加傾向にあります。在宅福祉を推進する施策として引き続き実施します。

生活安全支援用具給付事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、火災報知機、自動消火器、電磁調理器を給付しています。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
火災報知機(台数)	2	5	7	8	9	10
自動消火器(台数)	2	3	3	3	3	3
電磁調理器(台数)	4	11	10	10	10	10

評価と課題

実績は多くないが、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の安全・安心を確保する観点から引き続き実施します。

高齢者福祉電話貸与事業

65歳以上のひとり暮らし高齢者等を対象に、電話機を貸与しています。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 者 数	40	44	41	41	41	41

評価と課題

実績は多くないが、ひとり暮らし高齢者等の在宅生活の安全・安心を確保する観点から引き続き実施します。

日常生活支援事業

介護認定を受けていない虚弱な高齢者に対して生活機能の状態に応じ、便座や入浴補助用具、歩行支援要具を給付します。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利 用 者 数	0	0	0	0	0	0

評価と課題

利用者はありませんが、今後も介護保険サービスを補完するものとして必要であると考えます。

高齢者住宅改造助成事業

高齢者の在宅生活を推進するため、居室、トイレ、浴室等の段差の解消や手すりの取り付け等の改造を行う場合に、その経費の一部を助成します。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
助 成 件 数	30	25	20	—	—	—

評価と課題

実績は多くないが、在宅福祉を推進する観点から引き続き実施を考えていますが、21年度から大阪府の補助が廃止されるため、助成額等の見直しを検討します。

街かどデイハウス支援事業

民家等を活用し、高齢者に介護予防や健康チェック、給食等を提供し、在宅生活の推進を図る団体に支援を行います。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
設 置 数	1	0	1	1	1	1
利 用 数	53	0	5	10	15	20
述 べ 利 用 者 数	1,454	0	1,100	2,200	2,500	2,800

評価と課題

認知や虚弱、引きこもりがちな高齢者の憩いの場所である。高齢者の在宅福祉の推進の観点から引き続き実施します。

(2) 施設入所サービスの実績と今後の課題

養護老人ホームへの入所措置は、身寄りのない高齢者や自立した社会生活ができない高齢者が中心でしたが、平成 18 年に高齢者虐待防止法が施行され、高齢者虐待の早期発見の通報により入所措置するケースやシェルター機能の活用により一時入所するケースが現出してきた。今後は、これら被虐待者の心身の安全の確保、シェルター機能の活用が増加すると思われますので、施設との積極的な連携を図ってまいります。

養護老人ホーム入所措置事業

社会的・経済的理由等によって、居宅での生活が困難な 65 歳以上の高齢者を、老人福祉法に基づき入所措置しています

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
新規入所措置者数	1	3	1	1	1	1
現在入所者数	16	17	18	18	18	18

評価と課題

介護保険の給付対象にならない者や高齢者虐待等による措置入所を行っています。市内に施設がないため、市外の施設へ措置しています。件数は少ないが必要な施策です。

(3) 生きがいと健康づくり事業の実績と今後の課題

老人クラブが主体的に実施するシニア大学やシルバーヘルススポーツ講習会への活動助成や、地域の清掃活動、見守り訪問活動等の地域貢献への支援を行うとともに、高齢者ふれあい入浴サービス事業や高齢者はり・灸・マッサージ等施術費助成事業など高齢者の生きがいと健康づくりや自己実現を目指した活動の支援や助成を行っています。また、敬老事業としましては、高齢者福祉大会や金婚祝賀行事を行っています。さらに、シルバー人材センター補助事業では高齢者の就労支援を行っています。

今後は、価値観が変化し多様化する社会や団塊世代の増加によって、これら高齢者福祉サービスへのニーズは変容すると思われます。時代の変容にあわせ、高齢者一人一人が自己実現できる社会を地域住民とともに進めてまいります。

各事業の実績と目標量、評価と課題は以下のとおりです。(20 年度は見込み)

老人クラブ活動補助事業

老人クラブの自主的な活動に支援を行っています。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
単位クラブ数	85	85	84	84	84	84
加入者数	5,578	5,482	5,299	5,300	5,300	5,300

評価と課題

単位老人クラブ数、会員数と減少化意向にあるが、高齢者の地域活動や社会参加を推進するうえで、重要な事業である。今後も自主的な運営及び活動を支援していきます。

老人友愛訪問活動補助事業

地域の老人クラブが行う寝たきりやひとり暮らし高齢者の訪問・激励活動を支援しています。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
活動クラブ数	41	37	36	36	36	36
訪問対象者数	393	371	372	380	380	380

評価と課題

高齢者の在宅福祉を推進する観点から、自主的な運営及び活動を支援していきます。

元気高齢者支援事業

老人クラブ連合会が行う教養活動やスポーツ活動に対して、支援を行っています。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
シニア大学実施回数	10	10	10	10	10	10
参加者数	1,137	1,032	1,100	1,200	1,200	1,200

シルバーヘルススポーツ 講習会実施回数	7	8	8	8	8	8
参加者数	380	440	450	500	500	500

評価と課題

高齢者の社会参加、さらには社会貢献に寄与していくものと考えています。自主的な運営及び活動を支援していきます。

高齢者奉仕会活動事業

単位老人クラブが行う地域の公園等の清掃・除草活動に対して、助成を行っています。

実績と目標量

区分	実績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
活動箇所数	189	184	190	190	190	190
延べ参加人数	3,377	3,277	3,900	3,900	3,900	3,900

評価と課題

高齢者の就労支援による生きがいと健康づくりに寄与するものである。自主的な運営及び活動の振興を支援していきます。

高齢者ふれあい入浴サービス事業

高齢者のふれあいと健康増進を目的に、市内の公衆浴場等に委託し実施しています。

実績と目標量

区分	実績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
利用回数	4	4	4	4	4	4
延べ利用人数	5,354	5,114	5,000	5,000	5,000	5,000

評価と課題

高齢者のふれあいと健康増進に寄与するもので、引き続き実施を予定していますが、21年度から大阪府の補助が廃止されるため見直し等検討していくこととします。

高齢者はり・灸・マッサージ等施術費助成事業

敬老月間に、はり・灸・マッサージ等の施術を受けた65歳以上の高齢者に対して、その費用の一部を助成しています。

実績と目標量

区分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
助 成 上 限 額	2千円	2千円	2千円	2千円	2千円	2千円
利 用 人 数	239	231	230	230	230	230

評価と課題

平成17年度に整理、縮小した事業ですが、引き続き実施を予定しています。

コミュニティーワークス支援事業

高齢者が中心となり、高齢者の生きがいづくりやまちの活性化に結びつく事業を立ち上げ活動しているグループに対し、支援を行っています。

実績と目標量

区分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
助 成 団 体 数	0	1	1	1	1	1
助 成 金 額	0	100万円	50万円	50万円	50万円	50万円

評価と課題

大阪府の補助を受け、19年度から開始した事業であるが、20年度に補助が廃止となったため、見直し等検討していくこととします。

敬老事業

敬老の日に高齢者福祉大会開催し、長寿を祝福するとともに、金婚を迎えた御夫婦を招待し祝賀式を行い、合わせて、漫才・歌謡ショーなどの演芸を楽しんでいただいています。また、市内在住の男女の最高齢者を市長が訪問し、長寿を祝福しています。

実績と目標量

区分	実績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
高齢者福祉大会参加者数	1,000	800	1,000	1,000	1,000	1,000
金婚祝賀対象者数(組)	78	76	89	90	90	90
男女最高齢者訪問数	2	2	2	2	2	2

評価と課題

17年度に整理・縮小した事業です。引き続き実施を予定しています。

高齢者福祉金交付事業

敬老月間の9月に給付しています。(百寿は誕生日に給付。)

77歳(喜寿) 10,000円

88歳(米寿) 30,000円

100歳(百寿) 100,000円

寝たきり見舞金 20,000円

在日外国人等高齢者福祉金 月10,000円(半年に1回給付)

実績と目標量

区分	実績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
喜寿対象者数	505	517	551	600	650	700
米寿対象者数	150	135	154	160	165	170
百寿対象者数	8	12	8	12	16	20
寝たきり見舞金対象者数	142	166	162	175	180	185
在日外国人等高齢者福祉金対象者数	16	13	13	13	13	13

評価と課題

17年度に整理・縮小した事業です。引き続き実施を予定しています。

シルバー人材センター運営補助事業

高齢者の就業機会の拡大や社会参加の促進等を目的にシルバー人材センターに対して、運営補助を行っています。

実績と目標量

区分	実績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
会員数	936	835	800	800	800	800

評価と課題

高齢化の進展により、高齢者の生きがいがづくりや社会参加は、今後ますます重要になってきます。引き続き実施を予定しています。

老人福祉センター事業

高齢者に対して、各種の相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーション等の便宜を供与するため、入浴施設、機能訓練室等を備えた老人福祉センターを設置しています。平成19年度から指定管理者制度を導入し、社会福祉協議会が管理運営を行っています。

実績と目標量

区分	実績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
クラブ数	13	13	13	13	13	13
利用者数	45,181	45,361	46,000	46,000	46,000	46,000

評価と課題

高齢者の価値観が多様化する中、介護予防や健康づくりなどの自主事業に取り組み、施設運営の活性化と利用者増を図るとともに、高齢者の生きがいがづくり・健康づくりを支援していきます。

福祉農園事業

福祉農園を開設し、老人クラブが管理運営を行っています。

実績と目標量

区分	実績（20年度は見込み）			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
設置数	4	4	4	4	4	4
利用者数	92	89	87	87	87	87

評価と課題

高齢者の生きがいづくり・健康づくりに寄与するものと考えています。引き続き実施を予定しています。

3 保健事業の現状と施策の推進

平成18年度の医療制度改革により健康診断や保健指導が各種健康保険者の責務となり、その実施体制が大きく変わりました。しかし、急激な高齢化と疾病構造の変化によって健康増進の重要性は高まっており、引き続き健康増進法に基づきます健康増進や栄養改善等の健康に関する正しい知識の普及や啓発、がん検診など健康づくりに努めてまいります。

各事業の実績と目標量、評価と課題は以下のとおりです。(20年度は見込み)

健康手帳交付事業

健康手帳は、特定健診・保健指導の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、壮年期からの健康管理に役立てるものです。健康管理上必要と考えられる人や健康診査やがん検診等を受診した人などに対して交付します。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
健康手帳の交付数(冊)	2,850	2,930	3,000	3,000	3,000	3,000

評価と課題

壮・中年期以降の健康管理・健康意識の高揚を図るために必要な施策と考えています。引き続き実施を予定しています。

健康教育事業

生活習慣病の予防やその他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進をはかるものです。

健康体操、健康増進、病態別健康教育などをテーマにした健康教育を行います。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度

実施回数	131	142	150	155	160	165
延べ参加人数	3,068	3,809	4,000	4,150	4,300	4,450

評価・課題

出前講座として、地域へ出むき実施する健康講座に関心が向けられ依頼件数も増えてきております。引き続き、健康維持向上を図るため取り組んでいきます。

健康相談事業

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てるため、健康に関する総合的な相談を行います。

実績と目標量

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
回数	38	59	60	60	60	60
延べ参加人数	369	497	500	500	500	500

評価・課題

定例の健康相談を健康福祉センターと分室（国分）で毎月1回実施しており、平成20年度からはメタボ相談としても実施しています。また、随時個別相談も実施しています。市民が参加しやすいように健康指標の1つである体脂肪計の活用と「ウォーキング DE 健康アップ」の健康教育との連携を図っています。引き続き、周期啓発に努めていきます。

健康診査事業

疾病の早期発見を図るとともに検診の結果、必要な人に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に関する正しい知識の普及・啓発を行うことによって壮年期からの健康についての認識と自覚の高揚を図っています。

実績と目標量

(受診者数)

区 分	実 績			目 標 量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
健康診査	健康診査	健康診査	オアシス健診	オアシス健診	オアシス健診	オアシス健診

	6,856	7,232	240	399	598	997
肺がん検診	1,344	1,699	1,000	1,050	1,100	1,142
胃がん検診	880	995	1,000	1,005	1,051	1,142
大腸がん検診	824	956	1,000	1,005	1,092	1,223
子宮がん検診	2,069	2,320	2,363	2,378	2,427	2,460
乳がん検診	1,486	1,629	1,570	1,858	2,001	2,144
歯周疾患検診	728	798	834	982	961	1,030
骨粗鬆症検診	1,136	1,083	1,500	1,600	1,700	1,845

評価・課題

集団検診（胃検診・大腸検診・肺がん検診）、医療機関委託（子宮がん検診）、集団と医療機関委託（乳がん検診）で実施しています。平成20年度から西暦奇数・偶数年生まれで区別し、2年に1回実施する子宮がん・乳がん検診の対象者を明確にしています。今後は、健康診査の受診の重要性を啓発し、生活習慣病の予防に努めます。

寝たきり老人歯科カウンセリング事業

寝たきり高齢者の口腔衛生を保持することを目的に実施しています。

実績と目標量

区 分	実 績			目標量		
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
件数	0	0	5	5	5	5

評価・課題

件数は少ないが、高齢化の進展に伴い、在宅生活の推進を図る上で必要となってくる事業であり、引き続き実施を予定しています。

第5章 介護保険事業費の見込み及び第4期保険料設定

1 第4期保険料の算出手順

(1) 算出手順概要

